

「国民論派」の使命（四・完）

——陸羯南の初期政論をめぐって——

坂井雄吉

目次

序—宣言「国民論派」

第一部 「国民的政治」

第一節 「国民の特立」——世界と日本

——以上第一五卷第一号——

第二節 「国民の統一」——立憲政体

第二部 自由と自治

第三節 自由とリベラリズム

——以上第一五卷第二号——

第四節 地方自治と「国民」

第三部 社会と国家

第五節 徳義的社会

——以上第一六卷第一号——

第六節 権力と輿論

一 国家の行政

二 責任内閣論

三 「国民の輿論」

むすび

社会・政治・国民・国家

第六節 権力と輿論

〈一〉 国家の行政

前節にも見た通り、彼において「国家」と「社会」の用語は必ずしも厳密に区別されることなく、往々同義のものとして混用されたにもかかわらず、実質的には「理」にもとづく「政治」の領域と、「情」にもとづく「家族及び社交」の領域とを峻別し、後者の秩序原理として「徳義」の役割を重視する考え方は一貫して顕著であった。そのような「政治」の世界とは、今日の理解において通常、「社会」との対比の上で「国家」とされる領域に他ならない。先に第二部で彼の立憲政体論をとり上げた際にもすでにその一端には触れたことになるが、それを補完する意味でここにはあらためて国家権力をめぐる彼の認識、あるいはその基本的な構想といった側面を考えてみることにしたい。

先ず一つの論点としてとりあげたいのが、彼における「行政」重視の問題である。恰好の資料は、明治二十四年九月に刊行された『行政時言』の中に見出される。連載社説としての初出は、同年七月から八月にかけてのことであるが、刊本のまえがきには、「本篇起草の目的は、今日の政界に行政なるものの重要を知らしめんと欲するに在り」とする文章が見える。先の『自由主義如何』と軌を一にして、帝国議会開幕の当初、予算削減論の一本槍で藩閥政府に迫ろうとした野党、いわゆる民党勢力への批判が、執筆の動機に含まれていたことはそこにも明らかであるが、しかし単にそれに限られたのではなく、一方で「行政の局に当る者」の、いわば無知ないし誤解にも彼の目は向けられていたことが忘れられてはならない。政府側といい、政党側といい、いずれも徒らに「政治」を叫び「進歩」を口にするのみでその実、「所謂る政治なるものは行政其の大部分に属すること」、また「所謂る進歩なる者は行政其の根本たること」を理解していないと彼はのべる。⁽¹⁾ 要はそのような両者の不毛な対立の中で「行政」の活動が萎靡し空洞化する事態こそ、彼にとつての問題であった。その意味でこの長篇社説は単に時務論たるに止まらず、彼の政治思想に含まれた重要な一面の特徴

を確認させる材料としても興味深い。

『行政時言』の内容は前半、一国の政治における、「行政」の意義、その重要性を説く総論的部分と、後半、「行政」の各分野における当面の課題を列記する各論的部分とに大別される。先ず前半、その「緒言」の中ではいわば大上段に、彼の国民主義に占める行政の位置が次の通り語られていた。すなわち、「吾輩は国民的進歩の爲に先づ国民的特立を望む、吾輩は国民的特立の爲に先づ国民的統一を望む、国民的統一を望むが故に立憲政を是認し、又た自治制を是認す」としたあと、続けて彼はのべる。

然れども法律制度は死物のみ、之を活用するは則ち行政に在り、法律制度は国の筋骨にして行政は則ち国の血肉なり、国既に有機物たりとせば、其發育を司る所の血肉に向つて力を致さざるべからず、国の行政は実に国民進歩の源と云ふべし。

そして「緒言」のあとに続く「行政の情弊」と題した一項では、あるべき行政活動のために守られるべき要件三点が提示される。第一、行政は「一定不変の方針」を確守しなければならない。第二、「恩を売るに官を以てする」ことがあつてはならない。第三、「私党の分子」を行政に関与させてはならない、これがその要件であり、これらを欠くところに生ずるものこそ彼のいう「行政の情弊」であった。これらの要件が「行政の当局者」に向けての要求を意味したことは断るまでもないが、第二、第三の要件がいわゆる行政の中立公正に関連することは当然として、特に第一については単に原則論を説くに止まらず、より具体的に次の通り説明が加えられていた。

吾輩窃に思ふ、今の時に当りて閣員たるものゝ職は対外の政略より重きは莫し、百般の庶政は対外の方針により其の緩急を定め、退きて之を行政各部に指令すること、是れ即ち行政部長の職、即ち政府の対内政策なりとす。

この種の対外政策の強調はここだけに限られたことでもないが、広く「国民論派」の政治構想に関連して注目を惹く。

次いで「行政の誤解」と題された一項は、主として野党側の「誤解」に対する反論であった。「国の進歩は国の統一より起る、国の統一とは社会百般の力をして一定の方向を執らしむるを云ふ、此の任務を負ふものは国の権力に外ならず」としながら、彼はのべる。「干渉と云ひ放任と云ひ、凡そ行政府職権の広狭に係る陳腐の空論を今日の世に繰返して、政界下層の濁波を起すものは愚の極なり、要は国の進歩に関する政績の如何を顧るのみ。」⁽²⁾それだけではない。彼はさらに「国の進歩は決して之を国の公職に責むべからず、四千万人の同胞各々其の責あり、国の公職は唯だ進歩の妨害を防ぐのみ」とする一派の見解に特⁽¹⁾に言及しつつ、これに激しく反論を試みていた。彼によれば、この見解もまた「行政の職務をして保安の一事に止まらしめん」とする主張に他ならず、それは「陳腐の説」であるばかりか、「特に日本今日の如き秩序紊乱して統一なきの社会には最も不適の謬説」だと論じられた。一見過剰反応の気味もないではないといえよう。夜警国家論への反感のあまり、「四千万人の同胞各々其の責あり」とする部分まで却けるとすれば、経済活動の自由を積極的に肯定し、また国民の政治参加を終始強調した彼としていささか行き過ぎではなかったか。尤も、彼の考える「行政」が何よりも国家権力の職掌を意味し、かつそれに対する彼の期待が大きかったことは、ここにも確認されるところといわなければならない。

前半、総論的部分の結びとして置かれたのが「行政の区域」と題した一項であるが、もはや明らかな通り、彼において「行政の区域」とはとりもなおさず「官治干渉の区域」と同義であった。念のため引用しておくなら、彼はこれを次の通り説明する。「官治干渉の区域とは即ち国家の権力に依頼すべき事物の謂にして、一個人、一組合、一会社、一地方の如き自治体の私営に全任するを得ざるものは、勢ひ之れに国家権力の干渉を許さざるべからず。」しかもその「区域」つまり官治干渉の範囲の決定は、決して「純理絶対の問題」ではなく、「宇内の大勢と自国の実況とに求めて事実上の解釈」を定めるべきもの、とするのが彼の主張であった。

先ず「宇内の大勢」とは何か。おそらく容易に推察されるところと思われるが、それは先に第三節の中で、「国家權威」の下における「自由」を論じたのと同様、同異曲の論法であった。すなわち彼は官治と自治の關係を、太古以来の動と反動の歴史的推移として説明する。「人類社会の原始」は国家なき「自由放任」の時代であった。次いで「歐洲中古の世」に至って官治干渉が始まり、「国は是れ朕なり」とした十七、八世紀は「官治干渉の弊」をもって知られる時代となるが、この頃、「自由放任の説を立て国家權威の压制を攻撃する者」が輩出したのは、まさしく「時勢の反動」に他ならない。そして「反動の極まる所」遂にはかのルソーの如く「自然の状態は真理なり、山林独棲は人の天性なり」と説く「学者」すら現れるに至り、結果として導かれたのが「民主政治」、「多頭政治」からさらに「無主政治」の出現であった。しかしこれにも反動が起る。「立憲制」と「自治制」の時代がそれであり、これこそは「国家の組織漸く定りて国民の統一漸く成る」に至った時代に他ならない。それが彼のいう「今世」あるいは「近世」であり、そこにおいて国の行政ないし官治干渉の必要性は積極的に肯定されることとなった。彼はのべる。

国民統一の成るは国民競争の起れる始めなり、国民的競争の起れるは即ち益々国民の統一を促がし、国家權威の確立を必要とする所以なり、国の行政は此に至りて社会の進歩改良に向て至大の力を有し、官治干渉は一の合理的制度と爲るに至る。

このように見る彼にとって、官治干渉の肯定は今や紛れもなく「世界の大勢」であった。従来自由放任主義をもって知られた英米兩國すら既に官治干渉の強化に向っており、フランスもまた「世界無比の官治干渉国」だと指摘しながら、彼は高らかに謳い上げる、「今の時に当りて徒に百年以前の陳腐説を妄信し、国家行政の区域を縮少せんと欲する者は、亦た世界の大勢を知らざるに坐するのみ。」⁽³⁾

一方、「宇内の大勢」と並べてなお一つ彼が論拠とした「自国の実況」についてはどうか。彼によれば、日本社会の

実情は次の通りであった。

維新改革の勢に因りて旧慣の破れ去りたる此の社会は、能く広大の自治放任制に堪へ得るか、法律上の統一は稍々其の形を備へたるも、徳義上の統一は果して之れあるか、……国家と社会とは相関連するものなるも、学者は仮りに之れを別物として説を立つ、日本の現社会は国家の手を仮らずして能く其の固有の職分を尽すの能力あるか。

ちなみにここには彼として初めて、「国家」と「社会」の語を立ち入って区別した用例が見られるが、この点については後にシュタインとの関連で再論することとしたい。ともあれ、先に第五節で見たところでは、徳義の腐敗に対する対応策として、「法律の制裁」ではなく「社会の制裁力」に期待するのが彼の考え方であった。ここに至っては彼も、わが国社会の「自治」能力に一層悲観的な見通しを強めたかに見える。尤もそのような彼の悲観論は、必ずしも維新以降の時期にのみ限られたのではなかったというべきかもしれない。続けて彼は次のようにも語っていた。「吾輩は敢て價格上より我が社会を誹毀するものにはあらず、寧ろ歴史上より、慣例上より、此の社会の自治放任に適すること少きを論断するのみ、即ちちアングロサクソン人種に遠くして、反てラテン人種国に近きものと認むるのみ。」

官治干渉の必要を弁証するに当って、「世界の大勢」と「自国の実況」と、この二つの論拠を並列させるのはいわば彼の常套的な論法であり、彼特有の歴史観の反映とも思われるが、その点はともかく、彼が「国の行政」の役割に大きな期待を寄せた事情はもはや明らかといえよう。このあと、「国威に係る行政」以下、「国安」、「国財」、「国俗」、「国富」と計五分野にわたって行政の課題を詳論するのが後半の各論部分であった。細部の紹介は省略するが、最少限度その用語について説明しておくとするれば、「国威」の行政とは対外関係、特に外務省と陸海軍の管轄分野を指すもの、「国安」の行政とは国内の治安維持、公衆の生命財産保護、社会の「不能者」救恤等、「通常内務省、特に警察の職掌とされる分野にかかわるものであった。「国財」の行政とは予算と国有財産管理を主とする国家財政の分野、次いで「国俗」

の行政とは広く風俗宗教から教育学芸をも含む、ほぼ文部省の管轄分野に当るもの、最後に「国富」の行政とはいうまでもなく農商工業の開発に関連する分野であった。これら各分野について、彼は単に「官治干渉の区域」を原則論的に提示するに止まらない。むしろ各分野に課せられた当面の政策論的な緊急課題とそれへの対処法を逐一指摘することこそ、この後半部分の目的であった。しかも「国の行政」に対する彼の積極的な姿勢は、次の一節にもあらためて確認することができる。 「国の行政なるものは国家固有の範囲に属する職掌の施行に止まらず、猶ほ進みて社会其の物の自力に為し能はざる所を助くるに在り、独り法律の施行のみにあらずして、間接に徳義上の救援をも社会全般に与ふるもの、是れを今日に於ける国家行政の区域と謂はざるべからず。」

ところで、このような「国の行政」に対する彼の積極的な肯定の姿勢は、「国家の隆昌と君民の同慶」を基本目的として掲げた「国民論派」の立場からも何ら異とするに足りないかに思われるが、ただ、その行政論の性格を一步立入って吟味する上で興味を唆られるのが、かのロレンツ・シュタインの行政学説との関連如何の問題である。シュタインといえばかねて伊藤博文が憲法調査のために滞欧中、その教示を仰いで深い感銘を与えられたエピソードは広く知られている。事実そのあと識者、政治家の「シュタイン詣で」が相次ぎ、その講義筆記の類も逐一出版されていた。特殊に行政学に関して、すでに明治二十年には、“Handbuch der Verwaltung, 1876”が渡辺廉吉訳『行政学』として刊行されたほか、二十三年に公刊された有賀長雄の『行政学上巻』もまた、シュタインの学説に大きく依拠したものであったといわれる。⁽⁴⁾ 新聞人となるまで内閣官報局に在職した羯南がシュタインの盛名を知悉し、諸々のシュタイン文献にも接していたことはおそらく容易に推測されるところといえよう。現に本稿第四節〈一〉の中にも、地方自治の問題に関連して、渡辺訳『行政学』からの引用が見られた。果して『行政時言』の執筆に当って彼はどの程度までシュタインに学んだものか、直接の言及は必ずしも多くはないが、少なくとも彼がその行政学説を意識した事実が明らかであり、彼がそこか

ら何を学び、何を学ばなかったか、若干その点に触れておくことは必ずしも無意味ではないかに感じられる。

ちなみにその道の文献によって見るにシュタインの⁽⁵⁾行政学説とは、十七・八世紀のいわゆる官房学、警察学から「近代的」行政学への展開過程、その過渡期にあって画期的な意義を有するものであり、その核心をなしたのが「社会」に関する新たな観念であったとするのが、ほぼ通説だといえよう。すなわち大革命から一八四八年に至るフランス社会の激動と変貌を目の当りにしながら、その直々の観察を通してシュタインが練り上げ獲得するに至ったのが、個人の「所有」と「利益」を基本原理として、独自の法則をもって運動する領域としての「社会」の観念であった。それは通常ヘーゲルの名とともに知られる「市民社会」論の先駆をなす業績とも称されている。しかも一方、独立の「意志と行為」を持つ「人格」としての共同体、つまり「国家」もまたシュタインの学説において不可欠の要素をなし、それは「客体」たる「社会」に対して「主体」たるべきものと位置付けられていた。人民の参加に基づく「憲政」が「国家」の基本原理であった。尤も、そのような「社会」と「国家」の関係において、「社会」が「国家」に対して一方的に従属するとされたのでは決してない。神秘的な「国家」が「市民社会」を「止揚」するヘーゲルの構想とは異なって、独自の運動法則の下に生きる「社会」は、「国家」に対して絶えざる相互関係、「不断の闘争」過程にあるものと説くのがシュタインの理論であった。

然らばシュタインにおいて、「行政」はどこに位置づけられたのか。その点については、他ならぬ右の「国家」と「社会」との「交互作用」ないしは「相剋」を通して、「国家」の原理が「社会」の中に発現してゆく過程、それが「行政」の問題だと説かれていた。漠とした抽象論とも思われたいではないが、この「行政」の定義こそは、実は「社会」のほぼ全領域に及ぶ極めて積極的な行政の役割を強調する点に、その特徴を持つものであった。現にその『行政学』(Handbuch)の中で「五大部」に分けて列記詳論された課題領域の広がりからも、そのことは容易に首肯されるはず

である。そこには官房学、警察学以来の「福祉主義的」伝統を引き継ぐ積極的な行政観念の反映が見られると同時に、また新たな、独自の運動法則の下に生きる「社会」が必然的に生み出す不平等への、いわゆる社会政策的な関心も少なからぬ比重において主張されていたといわれる。

極度に圧縮した以上の紹介では到底こと足りるとも思われないが、ともあれこのようなシュタイン行政学に照らしてみれば、おのずからそこに羯南行政学の特徴も浮び上るかに考えられる。例えばその一つ、少なくとも行政の役割をめぐるシュタインの積極的な見解が、羯南に力強い後押しとして働いた事情は、先ず容易に推察されるところであろう。

『行政時言』の後半、羯南が「行政の区域」を五項目に大別して提示したことも、何がしかシュタイン行政学の「五大部」に符合するものを感じさせる。たしかに羯南の各論部分は時務論あるいは当面の政策論としての性格が強く、むしろ原則論的な体系として分類されたシュタインの「五大部」との差は否定し難いとも思われないではないが、しかしこれを全く偶然の一致として顧みないというのも、いささか心残りといわざるを得ないのではないか。

類似の一面のみではない。一方で羯南がシュタインの説く「社会」の観念、あるいは「国家」と「社会」の区別をめぐって、一種の戸惑いを隠さなかった事実は少なからず興味を惹く。そのことは彼が「行政の区域」を論じた一項の中に見てとることができよう。彼はそこで次の通り論じていた。「一国民に国家と社会との区別あることは、猶ほ一家に家業と家族との別あるが如し。」そしてこれに続く説明によれば、「家族は彝倫を以って立ち、家業は多少の規約を以て成るが如く、国家は法律上の機制にして社会は徳義上の存立なり、二者互に相益して以て一国民は進歩し、一家は繁昌するを得べし」とするのが彼の見解であった。そこに「国家」と「社会」の区別、と同時にその相互関係というシュタインの教説が、それなりに意識されていたことは明らかとなすことができよう。すでに先にも引用したが、事実右の一節に先立って彼は、「国家と社会とは相関連するものなるも、学者は仮りにそれを別物として説を立つ」とも語ってい

た。そこにいう「学者」がシュタインを指すことは、先ず間違いのないところではないか。

とはいえ同時にそこには、羯南の理解におけるいわば限界もまた率直に語られていたと見ることが出来る。仮に「学者」の説に従って「国家」と「社会」の区別に言及したにもせよ、羯南自身の見解がむしろ「国家と社会とは相関連するもの」と見る側にあったことは、おそらく疑いを容れない。しかも右の引用の中で彼が「国家」と区別して論じた「社会」とは、紛れもなく「徳義上の存立」として認識されたものであった。これが羯南の一貫した「社会」の理解であり、それは「所有」と「利益」を基本原理として独自の法則の下に運動するところの、シュタインの「社会」観念との差違を否定し難いものであったといわなければならない。また右に続く次の一節も、同じ意味で興味深い。そこにはこう論じられていた。

個人の自由競争は固より私利の進歩を促すものにして、私利の進歩は自ら公益の進歩に帰着するや疑なし、然れども私利の進歩をして能く公益の進歩に帰せしむるものは、国家権威の干渉に因る。

この前半がシュタインに触発されての議論であったことは推察に難くないが、先に第三節^(三)でも見た通り、経済活動の自由に対するこの程度の理解は夙に彼自身のものであった。むしろ問題は「私利の進歩は自ら公益の進歩に帰着する」といった考え方が、果してシュタインにあったか否か、他ならぬそれは矛盾と闘争の過程ではなかったのか。後半、「国家権威の干渉」云々の表現からも、「社会」の理解をめぐるシュタインとの溝は容易に埋め難いものがあったというべきであろう。

そして、その点とも関連するが、最後に問題が一つ残されている。先の「行政の区域」と題した一項の後半には、次のような一節が見られた。⁽⁶⁾

立憲政治は国民全般の力を以て成るものなり、議会は勿論のこと、帝室は勿論のこと、内閣も行政庁も亦た国民全般

の協同に存立するものにして、行政の干渉は決して敵人の干渉にあらず、即ち国民全般の是認する制度の活動なりとす、切言すれば、立憲国の民は独立性の人にして、我が情欲を制するものは是れ我れの意志に外ならず、事物の理斯の如くなれば、今日に至り吾人は行政的干渉を視るに昔日の眼を以てすべからざるに似たり。

積極的な行政を弁証するものとしてここに語られているのは、紛れもなく自己統治、いわゆる治者と被治者の同一性として近代民主政の弁証にも用いられる論理であるが、もはやこれをシュタインから学んだものと見ることはおそらく無理であろう。むしろここには、先にも触れたところの、かの陶冶の過程を経て形成される成熟した、あるいは「思慮ある」国民像が前提されていたのではなかったか。敢えていうなら、「切言すれば……」以下、引用の後半部分はあたかもルソーを思わせるもののようにも見える。例の自然状態から社会状態への推移に伴って生ずる人間の変化を論じたルソーの考え方が、巧みに利用されたというか。少なくとも彼がこの種の、治者と被治者との同一性の論理を好んで用いたについては、その背後に社会の同質性の認識、つまり彼の共同体的な社会の認識が関連していたことを無視できないであらう。先にも触れたが、彼が「国家権威」という時、それは厳密な意味での「国家権力」のみを指すのではなく、「社会」のニュアンスをも多分に含んだ観念であった。⁽⁷⁾

彼の『行政時言』一篇を以上のように読みとるならば、彼がシュタインに学び、そこにさまざまの示唆を得たことは十分に推察されるにもせよ、少なくとも「社会」の認識をめぐる両者の差は否定すべくもなく、従ってまた彼のいう「行政」もいわゆる福祉主義的な官房学、警察学の伝統にむしろ近く、そこからの展開はなお必ずしも明瞭ではなかったことが知られるものといわなければならない。

〈二〉 責任内閣論

右にもあらためて指摘した通り、羯南において「国家」の語の用法はしばしば厳密さを欠いたとはいえ、しかし彼において「行政」の担い手が何よりも先ず「国家の権力」つまりは政府であったことは疑いを容れない。そのような政府とは然らばどのように形成され、またどのように運用されるべきものと彼は考えたのか、上來さまざまの文脈で言及してきた問題ではあるが、最後にあらためて国家権力をめぐる彼の認識について整理を試みることにしたい。果して彼における「良き統治」(good government)の構想とは如何なるものであったか。

先ず初めに現存する政府、いわゆる藩閥政権に対する彼の見解を確認しておくのが順序であろう。この点については第三節〈二〉でも若干論及したが、要するに藩閥政府とは明治維新を契機に成立した「強者の権利又は戦勝者の権利」に立脚するもの、つまり「軍人政治」以外のものではなく、「立憲政体」に不可欠の要素をなす「責任内閣」としてこれを認めることは許されない、とするのが彼の基本的な認識であった。例えば「官民準備の最終年」(22・1・15)の中でも、明治十四年以降の憲法制定、議会開設への動きを評して、彼はこう語っていた。

其表面上より之を觀れば、是れ皆寡人的若しくは貴族的の政体を一変して、君民同治の政体を形成するの基礎を置くものなりと雖も、他の一方より之を觀れば、政府は国民大部の希望に反し依然として藩閥の故轍に依り、折角に定めし内閣の如きも宰相責任の実を見ず、折角に定めんとする自治制の如きも小団に許して大団に躊躇し、尚ほ一言にして之を蔽へば、明治の維新に由りて折角に一度国民的政治の方向に傾指したる針尖をして、往々又階級的の方向に復歸せしめしもの有り。⁽⁸⁾

国政の正統性根拠として「国民」を主張する彼の考え方はここにも明瞭であり、藩閥政権とはこの意味で彼として満足し得る十分な正統性を備えた政権ではなかったというほかあるまい。

然らば現実の問題として、藩閥政権にとって代るべきものは何か。この点について、彼の見通しはいささか複雑であったといふべきであらう。当時誰しもが考えた選択肢、例えば議院内閣制なり政党内閣制なり、それらは直ちに必ずしも彼の結論ではなかった。それは何故か。先ず彼の議会観から見てゆくとすれば、その最も代表的な論説は「議会論」(全三回、23・12・4)に見出される。第一回の冒頭は次の一節で始まっていた。

国人の希望を察して政治の方針を定むることは、何れの世にも何れの国にも必要なり、国長の權威に服して人民の安康を全くすることも、亦た何れの世を問はず何れの国を論ぜず常に必要ならざるは莫し、故に輿論と主権との政事上に必要なることは、古今に通じ万国に亘りて変らざる所の真理と謂ふべきのみ、之を近時の新發明と稱するは抑も誤り⁽⁹⁾。

この社説の主眼もまた、来るべき議会で予想される官民の対立に向けられていたことは断るまでもないが、彼において立憲政体つまり代議制とはここでも目的のための方法たるに過ぎず、重要なのは「大政の目的」すなわち「世界に向つて大義を明にする」ことだと説明される。そしてその観点からすれば、議会において専ら「主権」をおのが抛り所とする「政府」側と、専ら「輿論」を盾にとってこれに対抗する「人民」側と、この両者はともに「国の要素」をなす「主権と輿論」の眞の意義を弁えぬもの、つまり「国あるを忘れて唯だその一時占有する位地のみを見るもの」に過ぎない。官民の調和を念願する羯南はこのように主張する。

かく論じつつ、しかし彼においても国政に果すべき議会の役割が、「輿論の機関」たる点にあるとされたことは疑いを容れない。「国会は君を堯舜に致すの方法と言ふべきのみ」と彼はこれを表現する。第二節の注(15)でもすでに紹介したが、彼の説明によれば、「専制国」における君主の意志は「主観的」であり、「明君賢主にあらざるよりは大抵皆な私意たるを免れず」、それに対して「立憲国」では「輿論の機関たる国会」の存在によって、君主の意志は「客観的」

な「公意志」たり得る。一方また「若し国会にして其の正道を誤れば、一変して君を桀傑に致すの具となるべし」とも論じられた。その意味で議会の責任は、彼においても内閣、大臣のそれに劣らず重大であった。

とすれば彼のいう「輿論の機関」とはそもそも何を意味するものであったか。その点を立入って論じたのが同じ社説の第二回、第三回であるが、そこで彼が専ら論敵としたのは、いわゆる十八世紀の自由主義的な議會論であり、ここでもそれは「今世に於ける自由主義」の登場とともに、もはや時代錯誤に陥った議論として却けられる。彼によれば、第一、議會は「行政権の枢部を占有」するもの、第二、議會は「国君を契約對手」とするもの、第三、議會は「選挙人の利害を代理」するもの、と主張するこの三点において古い議會論は誤りだと論じられた。念のため社説第三回を通してその説明を若干見ておくとすれば、先ず第一の点、彼はいわゆる国家権力としての三権が、「殆んど平衡の列位に在りて各々其領分を保有し、以て天皇大権の下に一致すること」が、「近時の憲法学」の説くところだとおのべる。三権を天皇の「統治権」の下に置く考え方は、先にも見た通り、たしかに彼の明治憲法に対する解釈に当って強調されたところであった。しかし続けて彼がのべて、議會は「毫も国権の施行に直接の干与を爲すものにあらずして、唯だ国家の一機関と為りて国民の輿論を表彰し、積極的に政府を扶翼し、消極的に政府を監督するに過ぎざるのみ」と論ずるところを見れば、議會を三権の一つ、「平衡の列位」にあるとする右の認識にも、いささか疑問が残るといわざるを得ない。「輿論の機関」とはいいながら、少なくともそれは独立した立法府ではなかったのではないか。事実また彼は右に続けて、「天皇統治権の下に在りて一切の施行を此の大権に讓る」とも記していた。「一切の施行」という曖昧な表現の中にも、行政権の優位に傾斜する彼の考え方はおのずから窺われるかに感じられる。⁽¹⁰⁾

次いで第二の点、彼によれば、往時にあって「国会と国君との関係は恰も一種私法上の契約関係にして、両々相ひ独立し、動もすれば反目疾視するの状なきにあらず」とされるが、もしこの関係が今日にも跡を引き、「政府と議會とが

互に相ひ視ること私党の根拠の如くせば」、その弊害は測るべからざるものとなるであろう、と彼はのべる。逆に「今世」にあつては、「國務の重要な者に関しては政府議會相ひ須ひて、以て国家の意思を發揮すべきのみ」、これが彼の主張であつた。尤も、そこからいわゆる議院内閣制の肯定論が導き出されるわけではもとよりのない。彼の意が政府に対する議會の協力を説く点にのみ限られていたことは、すでに推察されるであろう。最後に第三の点、いわゆる命令的委任 (mandat impératif) の是非をめぐる問題であるが、羯南の見解は明らかにこれに反対し、「議員は国民全般を代表すべきもの」とする点で一貫していた。「議員は常に帝國議會の一人として独立特行、以て其の職権を行ふこと固より当然なり、決して院外に対して私に責任を負ふが如きことあるを得ず、若し選挙人の私論に拘り、政社政党の私議に繋かれ、地方の私利に徇ふことあらんか、是れ選挙人の私機関なり、国家の公機関にはあらず」と彼は主張する。⁽¹¹⁾一見むしろこれこそ古い自由主義的な議會論に近いとも思わせないではないが、もとより背景の違いが忘れられてはならない。引用にも明らかな通り、羯南においては「私議」また「私利」の否定がその論拠であつた。「私議」と「私利」の肯定の上に、その相互間の自由な討議を通じて、いわば「公論」⁽¹²⁾が発見されるとする視点は彼にはない。この点については、後に輿論の問題に関連して再論することとなるであろう。

さて、彼の「議會論」を以上のように整理してみれば、彼の認識における議會とは行政権に対して極めて限られた存在たるに止まり、そこに議院内閣制への展望を見出すことは先ず困難というべきであるが、続いて政党内閣論について見るに、ここでも彼の見解は兩義的であつた。彼がしばしば現存する政党を「私党」ときめつけながら、「公党」あるいは「真正の政党」の出現を待望したことはすでに触れたが、例えば「国政の要義」(22・11・30)の中には、次のような一節が見られる。

吾輩は国民の統一を希望するものなり、故に政治上に於ける党派の樹立は吾輩の敢て望まざる所なり、然れども社会

に党派の起るは事物の必至勢向なりと云ふ、若し吾輩が天賦の自由意志を以て悉く此の必至勢向に勝つことを得ば、願くは一国民の腹中に党派の存在せざらんことを勉めんのみ。

そこに彼の両義的な姿勢は明らかといえよう。右に続けて彼は、「党派の存在は人類の弱点に基因して社会腹中の病なりと云ふべし」としながら、「泰西人は盖し此の病の不治なるを知れり、能く此の党派心を導きて平穩に政治社会の地上を流過せしむること、猶ほ禹の水を行るが如し」とのべる。結局のところ「不治の病を抑制し、滔天の水を誘導する」ほかはない、これが彼の基本的な政党観をなしたものであるというべきであろう。

「滔天の水を誘導する」とは具体的には何を意味したのか。その点をも含めて、彼が藩閥に代る後継内閣の展望をどう思い描いたのか、以下には先ず「政党及内閣」(全三回、22・11・8)を通してこの問題を追ってみることにするが、彼はその第一回の中で「藩閥的政治衰へて政党的政治起らんとするの形状」がとみに顯著になったとして、今や「我政治上に於ける一大変遷の時期」が到来したと躊躇なくのべる。しかしそれに続くのは次の一節であった。

然りと雖も吾輩は固より此変遷を以て藩閥政府の顛覆といふが如き意味に解釈するには非ず、只々吾輩の觀察する所は、従来は内閣組織の基礎を藩閥勢力の上のみ置きしものが、今や政党勢力も亦政事家の進退に影響を及すの謂ひなり、語を換へて之を謂へば、政治的勢力の根拠冥々の間に移行行かんとするを謂ふなり。

一先ずはこれを彼一流の漸進主義の要求と見ることもできよう。彼はまたこうも語っていた。「政治上の事変にして尤も忌むべく恐るべきは時勢変遷の際に在り……(新旧)二者の間、柄鑿相容れざるときは、相争ひ相抗するの勢、遂に勝敗を勢力に問はざるべからざるに至るを免れず、是れ国家の一大憂患にして、禍機の伏する所なり。」

とはいえ同時にこの社説全体の基調が、何よりも「時勢変遷」に應ずべき政権の「革新」を強調する点にあったことを見落してはならない。事実第二回において政党内閣の主義をめぐる憲法論的な解釈を論題とした時にも、彼はかなり

の程度までこれに好意的とも見るべき見解を語っていた。すなわち彼は、「議院の活潑なる運転」のためには「人民思想の一大有機体、即ち政党の力」が不可欠だと論じながら、「夫れ議院を設くるの必要は人民政治思想の進歩して、之を国法上の一要素として運用するに在り、而して其の集合せる思想は必ずや政党なる機体に依りて代表せらるゝを常とす」と明快にのべる。たしかに彼もここで、いかなる政党といえども「国民の一部」を代表するに止まり、「全体」つまり「国家統一の上に立つ」ところの「一国の君主」とこれを同列において認めることはできない、それが「立憲君主政の通義」だと強調することを忘れてはいない。しかし「国理上及憲法上の理義」からすれば君主政の下での内閣は「君主内閣」意外にあり得ないにしても、「政党内閣」の語を「政治上の通語」として受けとめるならば、「其価値あること甚だ大」だと彼はのべる。そして彼はブルンチュリの政党論に言及した上で、そこに次の通り明記していた。「政党既に国法上の設置に非ず、然らば則ち政党と内閣との関係は憲法上に非ずして、政治上自然の慣習に在ること明かなり。」何がしかそこには、後年の吉野作造を思わせる論理が顔をのぞかせているとも見ることができよう。

事情は続けて彼が立憲君主政の「二様の性質」として、ドイツ型とイギリス型の比較を論題とした際にもほぼ同様であった。彼によればドイツ型とは、議会ないし政党ではなく「宰相たる者独り君主の信任に依頼」して権力の運用を図るものであり、他方イギリス型とは政党と議会に立脚し、「君主も亦国民多数の輿論を容れて」統治に当るものであった。そして彼はこれを評してのべる。「前者は君主専制の佳所にして、後者は共和政の妙所なり、此二者を含有して、其時勢に依じて之を張弛するは独り立憲君主政の長所なり。」たしかに「立憲君主政」を最終的によしとする彼の考え方は、ここでも変わっていないといえよう。しかし続けて社説第三回の説くところを見れば、「前者の今日に適せざると、後者の国勢に相応すると」の理由から、彼の共感が後者に寄せられていたこともまた明瞭であった。すなわち、わが国にビスマルクなきはいわずもがな、木戸、西郷、大久保のあと「一個傑出の大政事家」が見られないのは「吾輩が遺憾

ながら断言を憚らざる所」だとして、とすれば「英傑」なきあとは「全く旧来の面目を一新し、事務必ず公明、措置必ず正大にして以て民と共にするの外、復た策あるべからず」とのべるとともに、加えてまたそこに、「藩閥勢力の消磨と共に漸くに発生し来るは人民勢力……即ち政党勢力なり」とも彼は明記していた。⁽¹³⁾

いわば大局的には、彼の結論もすでに明らかであったといえよう。藩閥勢力の衰退を「時勢の変遷」として肯定する彼にとって、次に来るべきものは「人民勢力」すなわち「政党勢力」以外にはなく、そこに成立するのが「政党内閣」に他ならないとする認識が、彼にもあったことは疑いを容れない。事実、社説末尾の一段で、彼は「藩閥政事家」に向けて次の如き要望を語っていた。「諸公若し……維新の勲業を永く後世に垂れんと欲せば、時と推移して以て第二の維新に尽力するに若くはなし、……而して独り吾輩が諸公に望む所は、吾輩が所謂政党内閣に進むべき慣習を養成せられんことは是れなり。」ただ、それが決して手放しの政党内閣肯定論を意味するものではなかったことも、一方で忘れられてはならないであろう。彼は続けてこう論じていた。「進むに輿論を以てし、退くに輿論を以てし、藩閥的勢力を忘れ、人民的勢力に従ふ、是れ政党内閣の慣習を開くの始なり。」「輿論」といい、「人民的勢力」という、「第二の維新」とはこの意味のものであった。彼が肯定する「政党内閣」にはこのいわば理念的あるいは実質的条件が課せられていたのであり、この理念的目的の前に、「政党内閣」はここでも「手段」の地位に止まったことが理解されなければならない。

そして、おそらくその点とも関連するであろう、当時彼がみずから好んで用いたのは、「政党内閣」よりも「責任内閣」の用語であった。その間の消息は「責任内閣と政党内閣」(23・2・8)に明らかであり、「正に責任内閣と政党内閣との同一物ならざるを説く」ことこそ一篇の主題に他ならなかった。彼によれば、「政党内閣は責任内閣の一種なり」と雖も、責任内閣は必ずしも政党内閣にあらざるなり」とされる。彼がそこに提示した責任内閣のいわば定義は次の通りであった。

内閣大臣が執政上に付き、上み君主に対し、下も人民に対して責任を負ふこと是れなり、君主国に於ける責任内閣は君主によりて任免せらる、故に人民の勢力を仮りて君主を軽んずることを得ず、又た人民によりて弾劾せらる、故に君主の威権を仮りて人民を侮ることを得ず、立憲制の神髓は実に内閣の責任あるに存す。

ちなみに明治憲法第五五条にいう國務大臣の責任について『憲法義解』はこれを天皇に対する直接の、そして人民に対する間接の、責任だとする解釈を示していた。羯南がこの区別にどこまで敏感であったものか、その点はともあれ、むしろ右による限り人民に対する責任が、君主に対する以上にはいわないまでも、少なくとも対等の比重において主張されたかに見られる事実は注目を惹く。そのように君主と人民の双方に対する責任を主張したについては、断るまでもなく彼なりの理解における立憲君主制、さらにいえば「君民共治」の観念が基礎をなしたものと考えられるであろう。⁽¹⁴⁾

なお一つ、「政権授受、政党内閣」(23・9・22)によってみれば、その点の印象はより鮮明に裏付けられる。その中で彼の専ら強調したのが、「国民の輿論」であった。すなわち彼は先ず、「夫れ立憲議院の政体は憲法政治なり、憲法政治は輿論を以て之を運転せざるべからず」とする大前提の上に、「武勲に依りて立つ」藩閥政治家の時代は終り、「之れに代つて将来に起るべき命運を有するものは、輿論を代表する政党是れなり」と説き起す。ちなみに彼において、輿論の位置付けは次の通りであった。「立憲君主政体に於ては、立法、行政、司法の機関峙立して、君主の統治権之を上綜べ、而して国民の輿論、政道の元氣たり。」従つて「既に輿論を以て政道の元氣となす」以上、政党が「輿論を代表する機関となり、政権の運用を制するに至る」ことも、「勢なり」として彼は肯定するが、ただ、ここでももとよりその肯定は手放しのものではなかった。「然れども立憲国の行政府に貴ぶ所は責任内閣の実に在り」と最後に念を押すことを彼は怠らない。彼における責任内閣の意味は、あらためて次の一節からも理解されるであろう。

世既に立憲の世となる、時の政府たる者は固より武断を以て政を行ふべからず、必ずや輿論の在るところを察し、以

て責任の義を明かにせざるべからずと雖も、此時を以て直に政党内閣行はるべしと期すべからず、縦令固是れ藩閥出身の人なりと雖ども、苟くも輿論に従ひ責任の義を尽くす間は、即ち之を立憲的の責任内閣と認めざるべからず。

そして、このように見てくるならば、彼の説く責任内閣論とは何らか特定の制度論を意味するよりも、むしろ内閣の権力に対して実質的な条件ないしは理念の実現を要求する点にその核心があったというべきであり、しかもその条件の最たるものとして彼の強調したのが「国民の輿論」であったとなすことができよう。となれば彼のいう「国民の輿論」の語にはすでにして一定の方向性が含意されていたかにも思われるが、その点は次に再論するとして、ここには一先ず若干その事情を示唆する社説「革新の時期」（全三回、22・11・28）に触れておくこととしたい。先の「政党及内閣」を敷衍する形で書かれたものであるが、そこでは「時勢の変遷」に応ずべき政治の「革新」を論題としながら、その焦点は専ら「内閣組織」の強化に向けて絞られていた。ここでも彼はそのいう「内閣組織」の強化なるものが、「藩閥内閣を改めて政党内閣をなすべしとの意に非ず」と断った上で、むしろ「政治の大主義に於て同一の意見を有し、一致協同の働をなす」ことこそ、問題の鍵だと主張する。すなわち「予め内閣は内治外交一定の方針を定め、之と共にする者は留り、之に不同意なる者は退く」、これが彼によれば「鞏固なる内閣組織」のための必須条件であった。然らばその「政治の大主義」あるいは「内治外交一定の方針」とは何か、必ずしもこの社説がこれに明確な答えを与えているわけではないが、末尾の一段の中におのずからその輪郭を窺い知ることも困難ではない。彼はそこで、当時の日本が置かれた対外的な緊張を指摘したあと、「我が国今日の形勢に於て政務の針路を定めんと欲せば、先ず外交の關係より始めざるべからず」とのべて、さらに「今回条約問題の結果は偶然にも外交主義に多少の変遷を予へ、従来柔軟の政略は国民輿論の掣肘する所となりたり、故に今日は方に是れ外交政略に一大変遷をなすの好機なり、外交の方針一度定まらば、内治の問題刀を迎へて解くるの勢あらん」と論じていた。

要するに彼の責任内閣論が輿論の重要性を強調する時、さらにその背後に国家と国民の富強という目的が頑として設定されていたことを見落してはならないであろう。制度論を越えた実質主義、結果主義は彼の政治論に一貫する特徴であった。そのような目的、先の表現でいえば「一定の方向性」なるものと、「国民の輿論」とは然らばどのような論理において結びつくのか、その点について彼の考え方をさらに問いつめることが次の課題である。

〈三〉 「国民の輿論」

藩閥政権の終焉を見通した羯南が、将来におけるあるべき権力の組成を論じて「政党内閣」ではなく、「責任内閣」を要求した時、その主張の根底に「輿論」、また特に「国民の輿論」への着目があった事情は以上に見た通りであるが、そのいう「輿論」とは、筆者の見るところ、単純にこれを今日の常識的な理解における世論、いわゆる多数の声と等置することを許されないものであった。この点を立入って検討することは、「立憲政治は輿論政治なり」とくり返し彼が語った立言にも関連して、羯南論の核心に触れるともいふべき重要な課題のように考えられる。

たしかに彼の用語法において、輿論の語が今日いうところの「世論」と同義に用いられることも稀ではなかった。否、おそらくその方が使用例として圧倒的に多かったとすらいふべきであろう。とはいえ同じ輿論の語の用法の中に、単なる「世論」以上の含意を読みとるべき場合のあったこともまた、決して否定することはできない。明快な一例を引くとすれば、「輿論の解・条約問題」(22・10・19)の中に次のような文章が見出される。

民の声は必ずしも神の声にあらず、多数の論は必ずしも天之を言はしむるにあらず、故に是非得喪の差別なく必ず輿論に服従せざるべからざるの道理はあらず。

引用中の「輿論」の語が「多数の論」、つまりいわゆる「世論」の意味で用いられたことは明らかといえよう。しかし

その意味での「輿論」について、「是非得喪」を判定すべきより上位の審級、何らか実質的な基準が彼において意識されていたこともまた否定できないところではないか。それを彼は「天の声」また「神の声」と表現した。とすれば、「多数の論」としての輿論は「天の声」、「神の声」と合致したものでなければならぬ、あるいは、合致したものを「真の」輿論だとする考え方が、彼においても前提されていたと推測することは決して不当ではあるまい。⁽¹⁶⁾

「輿論」の語を二重の意味で使用したなお一つ別の例として、「革新の時期」(22・11・29)から次の一節を引くこともできる。

今日は未だ議院の開設あらざるの時にして、国民の意思は未だ憲法上の機関に依りて代表せらるゝの時に非ず、語を更へて之を言はば、国民は未だ隊伍なく劔戟なきの戦をなさざるべからず、此の不整理なる国民の意思に対してさへ、組織鞏固ならざるの内閣は其方向を左右さるゝことを免れず、然るに明年に至りなば、国民は議院なる壘砦に拠り当局者に向て戦を挑むべし、此時に当りて基礎鞏固ならざる内閣は將た如何にせんとするか。

この社説には先にも触れた。引用中に「輿論」の語が見られないとはいえ、この直前に「若し内閣の組織にして能く一致協同し居らんには、焉んぞ世論の爲めに一左一右動揺を受くること此の如くならんや」とする文章もあり、問題が輿論の理解如何にかかわることは明らかである。そしてここでは、議会開設前の輿論が彼の用語としては珍らしく「世論」とよばれ、「不整理なる国民の意思」とされる一方、開設後のそれは「憲法上の機関に依りて代表される」ものと謳われていた。そしてこれによって見れば、彼において議会開設前と以後の輿論は、単なる量的な、例えばインパクトの差というに止まらず、何らか質的な差を持つものとして認識されていたとも考えられるであろう。

いささか唐突の感を免れないかもしれない。しかし先の議会論(本節二)を振返ってみれば、この種の解釈を示唆する手がかりはすでにそこにも与えられていた。例えば彼はそこで、議会を「輿論の機関」として位置づけながら、これ

を説明して、「夫れ議院を設くるの必要は人民政治思想の進歩して、之を国法上の一要素として運用するに在り」と語っていた。「国法上の一要素」とある表現が、右の引用にいう「憲法上の機関に依りて代表せらるる」云々の文言に見合うことは明らかであろう。また右の引用で彼が「不整理なる国民の意思」と称した議會開設前の「世論」とは、彼の認識において、「人民政治思想の進歩」以前のそれを指すものであったとも読める。さらにまた彼が「国会は君を堯舜に致すの方法」だと論じていたことも忘れられてはならない。「專制国」の君主の意志が「明君賢主にあらざるよりは、大抵皆な私意」たるを免れないのに対して、「輿論の機関」たる国会が存在する「立憲国」では、君主の意思は「客観的」な「公意志」たり得る、一方、「若し国会にして其の正道を誤るなら、一変して君を桀傑に致すの具となるべし」と説くのがその意味であった。彼が議會を「輿論の機関」と称した時、その輿論の語には単なる多数の声というに止まらない、より高度な質の要請が含意されていたことにもはや疑問の余地はあるまい。⁽¹⁷⁾

ただ、念のため補っておくとすれば、そのような議會に対する期待にもかかわらず、一方で彼が議會の意思を直ちに「輿論」と等置したのではなかったことにも留意が必要である。彼が輿論を議會の独占物とする一派の主張に激しい批判を浴びせたことは先にも見たが、右の一段でも、議會が「正道を誤」る危険性を彼が考慮に入れていたことは疑いを容れない。またこの点で特に興味深い議論として、「議會及輿論」(23・12・29)を挙げることもできよう。それは世に行われている一つの「謬説」への反論を目的とした社説であるが、その「謬説」とは、「議會は即ち国民にして、其の権力は常に輿論の力なるが故に、輿論と相違ふことあるべからず」と説くものであった。彼はこれに反論して、政府が輿論に背く場合に備えて「内閣更迭」の制度があり、また議會が輿論に背く場合のためには「議會解散」の制度が準備されている、とのべる。そして、然らば「輿論の力は内閣の権力及び議會の権力に超越する乎」、かく自問しつつ彼はこれに次の通り答えていた。「曰く、時ありてか超越するを見る。」彼のいわんとするところは、次の一節の中にあつた

めて明らかとなすことができよう。

蓋し内閣は国民に対して一の機関なり、議會も亦た国民に対して一の機関なり、国民なるものは君と民とを以て成る所の歴史的団体にして、内閣も議會も此の至高なる団体に対して固より一の機関たるを免れず、故に苟くも国民の輿論に違ふときは、是れ其の存立反りて逆理的存立にして、国憲上之を革新すべきの必要あり。

この引用にいう「国民」が、先に指摘した国政の正統性根拠たる「国民」の觀念を意味することは一方で明らかであるが、ただ、そのような「国民」に対する権力機関の責任はここで、「国民の輿論」に対する責任とも表現されていた。卒読する限り、たしかにこの一節は何の変哲もない、いわば権力と輿論に関する教科書的な建前論に過ぎないとも見えるといえよう。しかし上来の考察を背景に置いて考える時、彼の用法における「国民の輿論」の語には、単にそれに止まらない格別の含意が浮び上るかに感じられる。先ずそこにいう「輿論」の語には、先にも指摘した二重の意味が関連するであろう。ここでもその二重の意味は混然として含まれており、必ずしも多数の声、いわゆる「世論」の意味を完全に排除して考えることはできないにもせよ、しかし少なくともそこになお一方の、いわゆる質的な条件が要請されていることもまた明らかといわなければならない。先の彼の表現を借用するなら、「真正の輿論」ということにもなるるか。そしてそのような質的な条件とは何か、その点をさらに問いつめるに当ってなお一つ注目を要するのが、「国民の」という修飾語の意味如何の問題である。これまた単に彼の常套句として、意味的にはなくもがなの形容詞とも見られなわけではないが、果してそうか。むしろ筆者には、ここにも「国民」の語の二重の意味が関連しているもののように推測される。すなわち正当性根拠としての「国民」とは別に、陶冶と教育を経て形成される主体としての「国民」こそが、実は「国民の輿論」の担い手とされたのではなかったか。繰返すことになるが、第四節へ二の文脈で彼が明示したあるべき「国民」像とは次の通りであった。

夫れ機関的の組織は國家の有機体たる知覚愈々發揮するに從て益々發達せざる可らず、蓋し國民の知識進歩して、自家の地位は決して君主の隸僕にあらず、又聚散常なき所の禽獸的の群衆にもあらず、即ち機関的に結合したる「國民」なることを知覚するに至れば、彼らは必ず彼等の周圀を回顧して、各自と各自の機関たる國家との關係を求めざるを得ず。

要するにこの意味での「國民」とは、地方自治への参加あるいは國民教育による陶冶の結果として、「有機的自由」の中に生きる能力を備え、そのゆえにまた「周圀」つまり「國家」との關係にも通曉した存在だとするのが彼の定義であった。従つて結局のところ彼のいう「國民の輿論」とは、そのようなあるべき「國民」の域にまで陶冶育成された國民によつて担われるところの、あるべき輿論を意味したのではなかったか、となすのが筆者の解釈である。

しかも話がそれで終るのではない。この解釈をさらに押し進めてみるなら、このような意味でのあるべき「國民の輿論」とは、同時にある種の客觀性に裏打ちされた「公意思」でもある、とするのが彼の見解であつたこともおのずから理解されるところといえよう。そして、ここにいう「客觀性」あるいは「公意思」の内容について示唆を与えるのが、第五節〈三〉の中でも言及した「国是」あるいは「国理」の觀念に他ならない。これまた繰返しになるが、彼はそこで「公德」を論じてこう語つていた。「其の國の政事家が自國の歴史に顧み、前代の遺囑を継ぎ、以て一國民の至高なる目的を感知し、自家の私利は言ふに及ばず、其の抱く所の主義と雖ども国是の爲に皆な之を犠牲にするの公德を忘れざること」、これが「公德」であり、引用中の「国是」の語についてはまた、「永久の国是即ち國民の至高目的」とも説明が加えられていた。そしてこのような意味に理解された「国是」また「国理」こそは、実は國民の「共通善」の觀念と同義であり、結局のところ羯南の用語における「國民の輿論」とは、實質的に「国是」、「国理」また「共通善」の觀念と何ら別物ではなかつたのではないか、筆者にはそのように考えられる。

荒唐無稽とまでいわずとも、おそらく飛躍の感は免れないところであろう。しかしこの程度に融通無礙なのはむしろ羯南本人であって、罪は彼に帰せられて然るべきものと筆者は信じているが、余談はともかくとして、実は筆者にこの種の解釈を促した一つの先例が、かのルソーにおける「一般意志」の観念であった。もとより羯南自身が明示的にこれに言及しているわけではない。しかし羯南における「輿論」の語の二重性を、ルソーにおける「一般意志」と「全体意志」の微妙な関係との比較の上に考えることは興味深い問題であり、そこに共同体的な社会から個人主義的な利益社会へとという認識上の転換期、あるいは過渡期特有の両義性を読みとることも、あながち不可能ではないといえよう。もとより両者の間の差違を無視することはできない。中でもそこで個人の側の要素に与えられた比重の差は問題であり、たしかに羯南においても個人の存在は肯定的に視野に収められていたとはいえ、そこに契約説的な発想は欠落し、結局のところ個は全体の中での独立、全体との調和という枠内で理解されるに止まっていた。依然として彼には、社会の共同体的な認識が基本をなしたものであるべきであり、そのような羯南において、ルソーの「一般意志」に匹敵するものが共同体の共通善であった、ということにもなる⁽¹⁸⁾。

さて、羯南における「国民の輿論」とは何か、その含意を探りつつ「国是」、「国理」からさらに「共通善」の観念へと触手を伸して来たが、最後になお一つ、いわばその総括として、彼の儒教的背景、特にそこにおける「理」の観念との関連にも触れておかなければならない。共同体の共通善が少なくとも客観的な理念として存在するという認識は、儒教、あるいは儒教をもその中に含むところの古い自然法的な認識の世界にあって、核心の位置を占める観念であった。断るまでもなくそれは、自然と人間社会を貫いて宇宙の万物を支配する「理」の観念と不可分のものであり、そのような客観的な「理」の存在に対する懐疑と動揺が、いわゆる「近代」精神の登場を促す一つの特徴であったことは人も知る通りである。主観的と客観的との両義性を示す羯南の「輿論」観を見れば、彼もまたその意味での過渡期にあったこ

とを疑う余地はないが、彼がなおその客観的な側面への信頼感を濃厚に残していたことも明らかといふべきであろう。先に「国家功利主義」とも表現したが、たしかに共同体の共通善とはいいいながら、彼の関心は実質的に著しく国家ないし国民単位のそれに傾き、それに比して世界大、人類的規模の共同体には、ある種の懐疑的な姿勢も見られないではなかった。しかしそれもまた「近代」に向けての過渡期を反映する彼なりの特徴であり、それ以上のものではなかったかに推察される。

ただ、そのような過渡期にあって然らばその客観的な「理」、つまり著しく抽象的な共同体の共通善なるものを、具體的に把握し得る者は誰か。陶冶を経て成熟した「国民」であれば、すべての人間がこれを知るとするのが羯南の考え方であったとなすことはできるかもしれない。しかしその中で、正統的な権力の担い手として統治の任に当り得る者は果して誰なのか、これが前時代の君主政であれば、「理」を體現するのが君主だとする建前が通用したであろう。また民主政ともなれば、選挙によって選ばれた人民の代表がそれに当ることとなるが、羯南の場合、この問題は微妙であった。そこには過渡期的な「立憲君主政」に固有の微妙な問題性が伏在したと考えることもできる。事実、「条約及輿論」(22・8・23)の中には、次のような興味深い文章も見出された。

天皇陛下の大権と国民輿論の勢力とは併^{ナラヒ}行れて相悖らず、陛下が宸衷に於て輿論の在る所を察し玉ひ、之を嘉納し玉ひて、外交の方針を定め玉ふこと、是れ独り立憲政道に於て当然なるのみならず、民心を以て御心となし玉ふこと、我が 祖宗の遺訓なりとす。

この一節は天皇の意志が、何ら「国民輿論」から別個独立したものであるかという彼の認識を確認させるに足るものであった。天皇の意志と「国民輿論」とは、本稿上来の解釈を活かすとすれば、ともに「理」を體現したものに他ならず、その意味で当然に一致すると考えられたのではなかったか。もとよりそれはなお、象徴としての天皇像からの距離を否

定できないものであった。これを仮に憲法学上の主権論に引きつけていうなら、おそらく国家主権説にこそ近いものであったと見られるであろう。⁽¹⁸⁾

かの責任内閣論を想起するまでもなく、彼において政府権力、つまり内閣の選出に関するメカニズムが、明確な法的、制度的手續論を欠いたかに見られることも、一般的に道德主義的なその政治観もさることながら、特殊にこの点の問題にも関連があったとなすことができよう。建前として彼が天皇を内閣の任命権者として守ろうとしたことは明らかであるが、実質的に彼の念頭にあったものは、「尚賢論」、あるいは一種のカリスマ待望論であったかにも見える。⁽¹⁹⁾ 国民勢力の未発達、未成熟がその背後の一つの要因をなしたにもせよ、明確な法的、政治的制度の枠組を欠く限り、そこには現実の力関係が天皇を擁して「理」を僭称する危険が残ることも否定し難いであろう。

ともあれ、以上に見た通り国家権力をめぐる認識が、最終的な審級として多分に儒教的意味での「理」を要請するものであったとすれば、彼の思考における「善き統治」とはなお他律の要素を含み、「上から」の「権威の支配」ともいうか、直ちにこれをいわゆる近代の自己統治と同一視することには問題があるものといわなければならない。⁽²⁰⁾

「第六節」——註

(1) この一段の中にも彼の「政治」観の特徴は窺われるであろう。「行政」と「政治」の混同というか、彼の考えた「政治」とは基本的に「統治」を意味するものであった。またここでの「進歩」の語も、先に問題にした「進歩主義」(第三節(一))の理解にとって有益のように思われる。

(2) 同じ論点をより詳しく語ったものに次の一節がある。「苟且大計を忘る」(23・6・15)

各部の機能を発達せしむるは固より全体を発達せしむるの道なりと雖も、各部の機関は必ずや同一の目的に帰注する所なくんばあ

るべからず。同一の目的とは何ぞや、愛国の観念是れなり、若し経済社会は私利是れ営み国家の利益を忘れ、学問社会は私見是れ唱へて国家の思想を蔑ろにし、宗教社会は私宗是れ尊みて国家の公德を後にし、政治社会は私権是れ争ひて国家の生存を害するに至らば、国民の命運は既に極れり、今日の日本は果して此憂なきか、各部の機関は固より各部の機能あり、以て国家の繁栄を謀る公責を荷ふは勿論なりと雖も、中に就て各機関を率ひて同一の目的に調一せしむるの大任を負ふ者は政治機関なり。

ちなみにここでも「国家」の語は「社会」と未分化の意味に使われているのを見ることができよう。

(3) この論法の中に、彼一流の歴史の短絡的理解を読みとることは容易といえよう。「泰西の国民論派」を「最新論派」としながら、自己の「国民論派」をそれと容易に重ね合わせることもできたのも、同じ問題につながるものと考えられる。

(4) 辻清明「日本における行政学の展開と課題」(『行政学講座』第一巻、東京大学出版会、一九七六年所収)三〇八頁。

(5) 辻清明「ロレンツ・シュタインの行政学説」(一・二二、『国家学会雑誌』第五七巻十・十二号、一九四九年)、長浜政寿著『行政学序説』(有斐閣、一九五九年)、足立忠夫著『行政学』(日本評論社、一九七一年)、手島孝「行政学と行政法学——ドイツの学説史とモデルに」(前掲『行政学講座』第一巻所収)、森田勉「シュタインの生涯」(ローレンツ・シュタイン著、森田勉訳『社会の概念と運動法則』ミネルヴァ書房、一九九一年所収)など。

(6) この一節は先にも触れた。第三節註(11)を参照されたい。

(7) 民主主義における治者と被治者の同一性の論理については、例えば福田歓一著『近代民主主義とその展望』(岩波新書、一九七七年)一二七、一五九頁など、またC・シュミット著・尾吹善人訳『憲法理論』(創文社、一九七二年)第一章。

なおC・シュミット「現代議会主義の精神的地位」(同著、堀真琴・青山道夫訳『国家・議会・法律』白揚社、一九三九年所収)二七—二八頁には、次のような一節が見られる。「ルソーの考えた共同意志(volonté générale)は、真実に於ては同質性である。これこそ真に徹底した民主主義である。そこで、社会契約論によれば、国家はその表題や序論的な契約説的構成にも拘らず、契約にもとづくものではなくて、本質的には同質性に立脚するものである。この同質性からして、統治者と被治者の民主主義的同一性が生ずるのである。」ルソーへのコメントの可否は暫く措くとして(例のルソー問題がこれに関連する)、少なくとも共同体的な社会認識の点で、シュミットと羯南との間にはある種の近さが窺われるものといえよう。

(8) 引用中の「小団」とは市町村、「大団」とは郡府県を指すものと思われるが、関連する議論については第四節(2)を参照されたい。

(9) この引用に続く次の一節も、彼の立憲政体論、また特にこのあとの「輿論」観(第六節(3))に関連して興味深い。

是の故に立憲政体は主権の製造者にあらず、又た輿論の発明者にあらず、主権及び輿論は国初より以来既に存立せり、唯だ之をして適當の活機を有せしめたるは即ち立憲政体なり、要するに立憲政体は元質の変更にあらずして、形状の変更に過ぎるのみ。

(10) この点については、三谷太一郎著『新版大正デモクラシー論』(東京大学出版会、一九九五年)、七五頁、一四六頁など参照。

- (11) この見解は他にも折にふれて強調された。例えば『全集』第一卷六三〇頁、第二卷七一頁、六三〇頁などを見よ。
- (12) 彼が選挙権の拡張を要求したことは第二節でも触れたが、ある種の制限には反対でなかったと見ることができる。例えば「選挙法」(第三回、23・2・18)の中には次の一節が見られた。
- 要は国民の意見を最も適当に代表するの結果を得るに在り、是に於てか、識択の能力は選挙に於て欠くべからざるの要件と為り、制限選挙の方法は全く此の点に基けり。
- 「識択の能力」を重視する考え方は、彼の一種の「尚賢」主義に通ずるものであったといえよう。「尚賢」の語については、『原政及国際論』(『全集』第一卷一三六頁)参照。彼が主として財産による選挙権の制限に異を唱えたのも、「識択の能力」は「財産最富の社会に多からずして、寧ろ富力中等の社会に多し」とする彼の認識に出たものであった(「選挙法」23・2・20)。
- (13) 「官民準備の最終年」(22・1・15)の中には、次のような一節も見られる。「今日の計は宜しく其地方事情の行掛りと主義の小異とを棄て、大同なるものに就て相合し、英の保守改進黨に於けるが如く、米の合衆共和二派に於けるが如く、大団体を形成して至大なる国民的勢力を養成するより急なるは無かる可し。」尤もこれを、一大政黨制の主張として読むことはできないであろう。大同団結運動にかかわっていた時期のことでもあり、彼の力点が「真正なる大政黨」への期待にあったことは明らかである。その点「眼鏡を撤去すべし」(23・2・24)参照。
- (14) 「国政の要義」(第二回、22・12・1)の中には、次のような説明がある。
- 内閣をして上、天皇に対し、下、臣民全般に対し其の責任を負はしめ、常に輿論を聴容して進退するの慣習を養はしめざるべからず、立憲制の内閣は、天皇と人民とを以て成立する所の国民に属す、故に吾輩は内閣をして名実共に国民的たらしめんと欲す、……是の故に吾輩は内閣の責任を上下に対して存在せしめ、国民の輿論に従ひ、天皇大権を敬し、国民的内閣たるの実を挙げんことを切望するものなり。
- 興味深いことは、日清戦争のあと、対外硬運動の中で彼が行動を共にした近衛篤磨にも、早い時期にこれと酷似した大臣責任論が見られた。拙稿「近衛篤磨と明治三十年代の対外硬派」(『国家学会雑誌』第八十三卷第三・四号、一九七五年)五九―六〇頁参照。なお、彼が「内閣の責任」と称する時、「連帯責任」を意味したのか否か、彼における制度論の弱さも関連して、曖昧さが残されているが、その点については「連帯責任は行ひ難し」(22・8・3)が一つの参考となろうか。
- (15) より制度的な意味での責任内閣制について、例えば上山安敏著『憲法社会史』(日本評論社、一九七七年)六一頁を参照。
- (16) 「内閣機軸と外交問題」(第一回、22・10・30)の中に、次の如き一節があるのは興味深い。
- 吾輩は能く輿論に従ふの内閣を以て脆弱と為すにあらず、又た能く輿論に逆ふの内閣を以て強固と為すにあらず、即ち内閣の強弱なる者は輿論の勢力に対する如何を以て判ずべきにあらず、寧ろ道理に対して公明の弁解を為し得ると否とを以て之を判ずべし。

また「選挙法」(23・2・18)の中には、次のような一節もある。

夫れ代議制なるものは方式的のものにあらずして実効的のものなり、彼の民約主義の如く数理(吾輩は論理と言はず)に合するの姿体あることを要せず、唯だ要する所のものは、国民の輿望に最も近く対応するの結果あること是れなり。

このような羯南の輿論観が、例えばヘーゲルのそれとも近い一面を含むことは明らかといえよう。その点、J・ハーバーマス著、細谷貞雄訳『公共性の構造転換』(未来社、一九七三年)第一四節参照。

(17) 関連する議論の一例として、ハーバーマス同右訳書、第二二節を参照されたい。

(18) 例えばC・シュミット著、前掲『憲法理論』一〇頁、またこれを紹介する古賀敬太著『シュミット・ルネッサンス』(風行社、二〇〇七年)一三二頁をも参照。F・マイネッケ著、矢田俊隆訳『世界市民主義と国民国家』(岩波書店、一九六八年)二九二頁(43)には、この問題でシュタールに触れたコメントがある。羯南の主権概念には、彼が翻訳に当たったド・メストル『主権原論』(『全集』第一巻所収)の影響が大きかったと見られるが、それは、いわゆる儒教的伝統にいう「有徳者君主」像からも距離のあるものであった。また、陸の天皇観と国学系のそれとの差を示唆するものとして、丸山真男著『忠誠と反逆』(筑摩書房、一九九二年)二七頁、二二一頁などが興味深い。

(19) 「大臣論」(23・6・13)の中に次のような一節がある。

苟も我れを用ゆる者あらば共和政可なり、専制政可なり、政事の世界に徳義を要せずと明言せしマキヤヴェル其人は不世出の人豪たるを失はず、今や天下に人豪なし、而して小マキヤヴェル甚だ多く国政以て日に衰ふ。

(20) ここにいう「権威」の語については、例えば前掲中村哲「シュタールの国家理論」(一八一—二二頁参照。R. A. Nisbet: The Sociological Tradition, 1966)中にも、次の説明が見られる。Authority—deeply embedded in social function……The entire weight of morality—which is typically of duty and allegiance—makes authority an undifferentiated aspect of the social order. (pp.107—8)

むすび

「国民論派」の宣言を手がかりに初期羯南の政治思想を一つの個性として捉えることを目指した本稿の試みは、以上をもって一通り考察を終えたことになるが、適宜選んだ基礎概念なるものを単位として分析を進めた結果、全体の脈絡

あるいは輪郭が定かでない印象を残したかとも懸念される。最後に主要な論点を軸に議論の大筋を整理要約して、結びに代えることとしたい。

〔一〕 社会

羯南の初期政論を通読する中で終始筆者の関心を占め続けたのは、何よりも「社会」をめぐる彼の特徴的な認識の問題であった。例えば本稿の「序」で見た「国民論派」の宣言の中で、彼はその冒頭、「世界と各国民との関係は、猶ほ国家と個人との関係に同じ」と端的に語っていたが、果してこれをどう受けとめるべきか。「世界と各国民」ならびに「国家と個人」という、いわば全体と個（部分）を意味する二組の関係が同じだとして、彼は全体と個のいずれの側に力点を置いたものか。単純化していえば、問題は社会を共同体と見るか否かの点に直接関連する。尤も、一つの示唆を与えるのが、右の説明として彼が書き添えた次の一行であった。「個人と云へる思想が国家と相容るゝに難からざるが如く、国民的精神は世界即ち博愛的感情と固より両立するに余りあり。」社会を基本的に共同体と見る彼の認識は、すでにしてそこにも窺われるものといえよう。

事実羯南の初期政論から浮び上るのは、国家（＝社会）を歴史的に自然に形成された共同体的な社会として捉える点で一貫して変らぬ彼の認識であった。たしかに彼が「国家と個人との関係」をめぐる、しばしば自問自答をくり返しているところからも、全体と個の関係が彼にとって無視できない問題であったことは推察される。しかし結論的に彼が確認したのは、常に「国家の中の個人」であった。少なくともかの契約説的な社会観を彼に期待することは困難であり、そのことはいわゆる天賦人權論を彼が明確に拒否したところにも知られるであろう。「世界と各国民との関係」についても、彼は絶えず再確認の必要を痛感していたかに見える。もとより「国家」に比べて「世界」を共同体とする認識は、

より一層理念的 성격の強いものであった。しばしば彼はこれを「世界の文明」とも称していた。先の宣言の中にも、「個人が国家に対して竭すべきの義務があるが如く、国民と云へる高等の団体も亦た、世界に対して負ふべきの任務あり」、あるいは「国民天賦の任務は世界の文明に力を致すに在り」とする文章が見られる。そのいう「任務」の的確な内容は必ずしも明らかではないにせよ、少なくともこうした論法の中に、「各国民」の上位にある「世界」を単なる「各国民」の併立ないしは連合というに止まらない一種の共同体とする彼の認識を読みとることも不可能ではあるまい。彼が日本の対外的独立を最重要の課題として模索しながら、しかもその対外論が「自衛」の限界を容易に越えなかったことも、現実の力関係への考慮は別として、何がしかこの種の理念的な制約もそこには関連していたかに考えられる。⁽¹⁾

尤も、彼の特徴的な「社会」認識とは単にそれだけのことではない。そのように社会を基本的に共同体として認識したにもせよ、彼が一方的に全体の優位を説き、個の存在を無視ないし軽視したのではなかった。「国家と各人との関係」を問いつつ彼が結論としたのは国家目的の優位にあったとはいえ、同時にそこに「各人の発達」を念願したことも明らかであり、つまり「国家」と「各人」の発達をいわば相互促進の関係において期待するところに、彼の真意があったものと理解することができよう。経済活動の自由に対する積極的な肯定の姿勢もその一例であった。「世界と各国民との関係」についてみれば、個の比重はさらに大きかったかに見える。彼が日本の独立を最優先の課題としながら「世界」に対する「各国民の義務」を説いた時にも、実は各国民の独立そのことが即、「世界文明」への寄与だとする理解があつてのことではなかったか。⁽²⁾ここでも国内におけると同様、全体と個、つまり「世界」と「各国民」の発達を、少なくとも相互促進的な、いわば相補性の関係において期待するのが彼の考え方であったといえよう。そしてそのような認識とは、換言すれば、全体と個の調和を前提とし、あるいは要求する考え方であった。現実はその種の調和が常に可能か否か、そのことはここでの問題ではない。全体と個の調和こそは、彼の共同体的な社会観において、核心の位置を占め

る不可欠の要請であつたものと考えられる。⁽³⁾

このような彼の共同体的な社会観を、より具体的に例証するのが彼の町村自治論であつた。彼は地方自治制度の末端に位置する町村自治なるものを、郡・府県など「人造」の自治と區別して「天然」の自治と稱しつつ、歴史的町村との連続性を重視し、そこに伝承された「旧慣」を極力維持ないし「回復」すべきことを主張したが、その「旧慣」とは紛れもなく利益と義務の共同性、相互性を前提とした人間関係を意味するものであつた。彼が町村の中に、ある程度まで実体的な共同体的社会を見出していたことは疑いを容れない。しかも一方、彼がそこで住民個々の存在を軽視したのではなかつた。彼が町村自治に期待を寄せた理由の最たるものは、住民各自が自治への参加を通じて「公義心」と「社会の調和勢」を体得し、それによつてあるべき「国民」へと成長することであつた。そこでは町村の利益と住民個々の利益のみならず、国家大の社会と各町村との関係もまた、先と同じ相互促進的な発達、つまり調和と両立の枠組で捉えられていたことが知られるであろう。彼が地方自治を重視したにもせよ、それは何ら地域主義的な利益の拠点として肯定されたものではなかつた。

彼の町村自治論の中で、人間関係の水平軸が基調として説かれたことも注目を惹く。彼が町村社会の基礎単位として重視したのは、かつてしばしばタテ社会の象徴として論じられたいわゆる家父長制的な「家」ではなくて、「家庭」であつた。彼によれば、「家庭」において涵養される「相愛心」、「連帯」、また共通利益の感覚こそは、「公義心」と「社会の調和勢」を醸成する培養基に他ならず、やがてそれはあるべき「国民」の形成につながるものと期待された。彼も社会におけるタテの要素を否定したのではもとよりのないが、これを主としては旧社会的な「自然」の階層秩序の意味で受けとめ、権力的な支配・被支配の関係として彼がこれを肯定することはなかつた。そして、このような水平軸を基調とする彼の共同体的な社会の認識が、彼の「国民主義」の構想と無縁のものではなく、むしろまさしくこれと適合的な

関連にあったことは、あらためて指摘するまでもあるまい。

尤も、このような水平性を軸とした共同体としての社会の観念を果して彼はどこから入手したのか、これを何らか特定の要因に結びつけることは困難といふべきであろう。例えばドイツの国法学者から学んだ有機体論が、その後押しとなったことは十分に推測される。しかし有機体論への共感を誘った彼自身の「素地」ないしは「体質」も問題であり、その点でいうなら、彼の儒学ないし漢学の素養、特に陽明学への傾倒の事実を無視することはできない。また現実的な背景として、江戸期以降の社会に見られたさまざまな平等志向の風潮も考慮すべき要素に入るかもしれない。⁽⁴⁾

ただ、その出所如何はともかくとして、ここになお一つ補っておくべき論点に、彼の共同体的な社会認識のいわば観念性とも評すべき問題がある。例えば彼は町村社会の歴史的連続性を重視したにもせよ、そこに何よりも期待したのは共同体的な人間関係であり、これを地域的な利益または権力の拠点とする発想は彼にとって無縁であったといつてよい。彼における共同体とは、すでにある程度まで実体から遊離し、その意味で抽象化、機能主義化した観念であったともいえよう。そこには一面で時代の反映を読みとることができるかもしれない。先にも引いた宣言の中には、「世界の文明は猶ほ社会の文明の如く、各種能力の競合及び各種勢力の競争に因りて其の発達を致すものたるや疑なし」とする文章も見られた。あたかもそれは、もはや共同体をこえた新たな自由競争社会の肯定論とも読める。しかし彼の認識枠組を以てすれば、これを共同体との連続性の上に肯定することも不可能ではなかったのではないか。実はこの一行の中には彼が当時直面し、格闘を余儀なくされた過渡期的な問題性が凝縮されているとも見ることができよう。しかしこの種の認識をも両義的な形のまま許容する柔軟性こそは、彼における共同体論の観念性と裏腹のものであったとなすのが筆者の解釈である。⁽⁵⁾

〔二〕 政治

以上に見た彼の共同体的な社会観の特徴は、当然のことながら彼の政治観そのものの中にも決定的な形で滲透していたことが知られる。繰返すことになるが、「国民論派」の宣言の冒頭、その「大旨」として謳われたのは次の通りであった。

国民天賦の任務は世界の文明に力を致すに在りとすれば、此の任務を竭さんが為に国民たるもの、其の固有の勢力と其特有の能力とを勉めて保存し、及び発達せしめざるべからず。

これが「国民論派」の使命であり、彼はこれを「高尚」な目的とも称していた。「大旨」後半はこう続く。「国民論派は其の目的を斯る高尚の点に置くが故に、他の政論派の如く、政治一方の局面に向って運行するものにあらず。」そのいう「高尚」とは如何なる意味か。いささか古風なこの語に多義性は免れないが、この引用に見る限り、それが何らか「政治」をこえた目的に関連することはほぼ推察される。そこに重ねて彼は、「夫の立憲政体の設立を以て最終の目的と為す所の諸論派とは、固より同一視すべからず」とも記していた。「他の政論派」あるいは「諸論派」の語が、主として自由民権派を指すことは間違いない。とすれば国民論派の掲げる「高尚」な目的とは、実は自由民権派のいう意味での「政治」を全面的に否認しないまでも、少なくとも相対化する視点の上に成立したものとみなすことができよう。

そのような視点を可能にした羯南自身の政治観とは然らば何か。先ず指摘さるべきは、いわゆる道徳的要素の濃厚な混在という特徴であろう。彼に道徳と政治を区別する考え方が全く欠けていたと見ることはもとよりできない。事実その宣言の中でも、右に触れた「大旨」に続けてそれとは別に、「政治に於ける国民論派の大要」と題した一項を掲げ、彼はそこで「国民の特立」と「国民の統一」を目標とする「国民的政治」の課題を語っていた。とはいえ、その「国民の統一」とほとんど同義のものとして彼が論じた「立憲政体」とは、さまざまな点で道徳的要素を不可欠とする体制の

謂であつた(第二節)。中でも彼が「史蹟」つまり天皇を機軸とする歴史的、文化的個性を「立憲政体」と不可分のものと主張したことは特に注目を惹く。政治と道德を混然として包摂するところに、彼の政治観の特徴があつたことは明らかである。

通常知られる意味での権力、法律、制度がその独自の存在意義を認められることなく、彼の政治観の中で明確な位置付けを与えられなかつたことも、その一つの例証であつた。例えば彼が明治憲法の規定に関連して天皇の絶対的な主権性の弁証を試みた時、絶対性の法律の意味と道德の意味は遂に不分明であつた。均衡か調和か、三権分立論をめぐる彼の兩義的な解釈もその例として挙げられるが、また法律、制度をめぐる彼の議論が常に結果、実質を基準とした相対的、状況的な評価を特徴としたことも、この点に関連する彼の特徴であつたといえよう。さらにその意味で注目すべきは彼における利益(interest)の觀念である。彼も利益の語を使わなかつたのではないが、これを肯定的意味に用いるのは常に全体つまり「公」との関連においてであり、「私的」つまり部分の利益がそれとして肯定され主張されたと見ることはできない。しかし「私的」利益の存在とその調整の問題こそは、およそ政治における権力、法律、制度の必要を促がす基本的な要因ではなかつたか。

ところで、このような彼の政治観における道德的要素を考えるについて、忘れてならないのが彼の徳義論である。これまで常識的な理解に委ねてきたが、彼における道德とはより厳密に言えば、主として徳義、すなわち内面的自律としての「道德」よりは、むしろ共同体的、外面的規範と内面との合致を要件とする「徳義」を意味するものであつた(第五節)。事実彼の政治観の含む、いわゆる道德的要素の中には、正確には徳義的要素とよぶべき性格を読みとるべき場合が少なくない。またそのような理解の上でさらにいうとすれば、これを共同体的要素と称することもできよう。右に列挙したいいくつかの「道德的要素」の引例も、もとよりこの解釈を裏付けるものと思われるが、また彼が西欧の国法学、

政治学から学んだと自負した諸々の概念の用法にも、その点の特徴は明らかとなすことができる。彼が英米系の学説に比して独仏系、特に有機体論に共感を寄せたこともこの点に関連するが、端的な一例は自由の語をめぐる彼の理解の中に見出されるであろう。人間の自然権を基礎としたいいわゆる天賦人權論を峻拒して、彼が肯定したのは「国家権威」の下での「有限」の自由であるが、「国家」を「社会」と明確には区別しない彼の用語法からして、それは共同体的な意味での「社会的」、あるいは「有機的」自由と解すべきものであった。彼はこれをブルンチュリから学んだと信じたかに見える。しかし個人に与えられた比重の点で、両者の自由観の差を否定することはできないであろう。⁽⁶⁾そして自由の語にも限られないが、彼がこのように西欧の政治学から採り入れた国家、国民、輿論、文明等々のキー・タームを彼独自の含意において使用する時、そこに往々にして両義性が伴うことは避けられないところであり、そのことが実は羯南の実像を複雑な、いわば捉え難いものとする一つの、しかし重要な要因をなしてきたことは疑いを容れない。

またこのように「徳義」的な彼の政治観を背景として見る時、彼が「真正の」という修飾語をしばしば好んで用いたことも興味を惹かずにはおかない。「真正の自由」、「真正の政党」、「真正の輿論」あるいは「個人の真利益」等々、それらはいずれも「私」に対する「公」の要求、つまり共同体の全体的利益を強調する文脈において用いられるのが常であった。例えば「個人の真利益」を説明して、彼はのべる。「国家の利益は個人(マイ)の利益と併立する能はざるは、個人の真利益に非ずして其邪慾に在り」。しかし「国家の利益」に合致しない「個人の利益」を「邪慾」として却けるのである。 「個人の利益」が「国家の利益」に合致することは余りにも当然である。「真正性」(authenticity)の要求が個の存在とその利害の多様性を無視し、これを一挙に押し流す危険を孕むことは明らかといわなければならぬ。⁽⁷⁾

ともあれ、以上のように整理してみれば、彼の政治観に含まれた道德的要素とは主として共同体的要素と称すべきものであり、従って彼の理解における「政治」が共通善、つまり「一般的にいえば人類の共同体、特殊的にはナショナル

な共同体」(タミール、一一二頁)の共通善を目的とする営為を意味したこともはや首肯されるところといえよう。一見平凡過ぎる結論とも思われたいではないが、引用中の「共同体」の語をどこまで羯南の意味での共同体に重ねて理解するか、羯南の個性はその一点にかかっている。少なくとも彼は右の意味での「政治」への献身を、「高尚」な目的と考え、「国民論派」の使命としたのであった。

〔三〕 国民

ところで、そのような使命感を彼に促したものは、断るまでもなく明治維新であった。人も知る通りそれは多分に外圧に触発されての変革であり、そして、法律制度を主とした「国家」建設の枠組がほぼ整備されたあと、明治二十年年代初頭に彼が直面したのは「国民化」、つまり地域的な割拠体制の克服の上に、国家大の規模におけるある程度まで齎した政治文化を形成するという課題であったといえよう。それは一種の創造行為を意味し、そのために彼が準備し動員した思想的装備こそ、実は以上に見た如き社会観、政治観であったと考えることができる。そのことは彼の「国民化」構想に如何なる特徴を与えるものであったか。

彼が「国民論派」の旗幟を鮮明にするに当って、ブルンチュリに負うところ大きかったことは疑いを容れない。その宣言の中で彼が謳い上げた「国民的精神」あるいは「国民的政治」の観念も、他ならぬブルンチュリの説く「ナショナルリチャーの原則」に依拠したものであり、これこそは「近時の政治」の基礎たるべき「最新」の原則だとして、彼はそれへの共感を露わに語っていた。ただ彼も時にそのようなみずからの立場を「国民主義」と称することがあったとはいえず、そこには若干の留意が必要である。何故なら彼の定義によれば「国民主義」とは、「英語の所謂『ナショナルリチャー』を主張する思想」であり、その「ナショナルリチャー」とは、「国民(ネーション)なるものを基として他国民に対する独立

特殊の性格を包括したるもの」を意味した。そして従前それは「国体、国情、国粹、国風」などと訳されていたものであるが、彼はそのいずれもが意に満たないとして、これを敢えて「国民主義」と訳したのだとべる。「暫く之を国民主義と訳せり、今後『国民主義』の語を用ゆるは、此義なることと記憶せられんことを読者に乞ふ」と特に彼は断っていた（第一節九三頁）。

右に明らかな通り、「ナショナルリチー」とはいわば文化的意味での国民的特性を意味するものであった。それを主張することが彼の「国民主義」であったものとすれば、直ちに以てこれを今日通常の理解におけるナショナルリズムと等置することはおそらく適切ではない。少なくともそこには「国民」の主體的契機が稀薄という印象を禁じ得ないのではないか。そして、ここに想起されるのが、彼における「国民」観念の両義性の問題である。彼には教育と陶冶の上に育成されるべき「国民」像とともに、なお一つ、「君民の合同」から成る、いわばあるがままの「国民」観念も見られた。この後者は筆者の見るところ国政の正統性根柢以上のものとは思われないが、右の定義にいう「国民主義」とは実はこの後者の意味での「国民」観念を前提として理解されるべきものではなかったか。いわばなお国民のための、「国民主義」に止まっていたともいうか。

もとより他の一つの「国民」観念をも無視することはできないであろう。彼の期待したそのあるべき「国民」とは、それなりに能動性、主体性を備えた存在であったと見ることが出来る。彼の流儀に倣っていうなら、これを「真正の」国民とよぶこともできよう。事実彼はこの「国民」によって担われる「国民勢力」の発達を念願してやまず、またそれがやがて「真正の」政党へと結集することも彼は肯定的な視野の中に収めていた。あるいはブルンチュリというNationからVolkへ、つまり文化的国民から政治的国民への進化という図式が、彼に示唆を与えたとも考えられないではない。右のように彼の「国民主義」を、専ら靜態的、受動的な「国民」観念と結びつけてのみ解することには、問

題があるともいえよう。尤も、そのように彼の「国民主義」を仮にある程度まで肯定的、積極的に理解するとしても、なおそこには若干の留保が必要とされるのではないか。彼の定義による限り、陶冶育成さるべき「国民」とは、自己の利益のみならず国家（＝社会）の利益をも知悉し、その意味で孤立分散的な個人ではなくて、「社会的」あるいは「有機的」な自由の中に生きる人間の謂であつた。換言すれば、要するに共同体的な価値を体得し、そのゆえにその価値、規範に堅く縛りつけられた人民こそが、「真正の」国民であつたということになる。しかしそのような国民とは、果して通常理解における自由で独立の個人と称し得るものであつたか否か。そして問題はそのまま、彼が構想する「国民化」の特徴につながって行かざるを得ない。何かといえば、conformism への傾斜がそれである。たしかに国家建設に伴う「国民化」の課題には、多かれ少なかれ国民の同質化がその要求として含まれることは否定し難いところかもしれない。とはいえその同質化にもおのずから限界があり、少なくとも個人の精神的自律、内面的自由を侵してはならないとするのが、近代国家を論ずる際の常識ではなかつたか。⁽⁸⁾それは果して単に程度の問題として片付けられるものなのか否か。

conformism への傾斜を例証するものとしては、先にも「序」の（7）紹介したが次の文章を引くこともできよう。「吾輩の爰に国民統一と云ふは、啻に法律上の統一を指称するのみに非ず、徳義上に於ても亦た、日本臣民の帰向する所を統一するを要す。」またその意味で特に重要と思われるのが、「国民の輿論」をめぐる彼の見解である（第六節^(二)）。彼のいう「国民の輿論」とは、今日一般の理解における「世論」とは異って、むしろ「国是」あるいは「国理」の語に近い含意の上に説かれたものであつた。「国民の」という修飾語がかの陶冶を経て成熟したあるべき「国民」を意味したことはいうまでもないが、くり返すまでもなく、その「国民」とは「国是」、「国理」を知る人間だとするのが彼の定義であつた。トートロジーあるいは循環論法ともいふべきであらう。ともあれそのような意味での「国民の輿論」が、

いわば「理」として国政を支配すべき最終的な審級の位置に置かれたものとするれば、仮に「国民」がある種の主体性を認められたにもせよ、なおそこに conformism の制約が重くのしかかっていたことを否定できないのではないか。ちなみに国家（＝社会）の利益を知ると定義されたそのような「国民」とは、トクヴィルのいう「思慮ある愛国心」との類似性を一見感じさせないでもないが、かの「啓蒙された自己利益」の観念と同じく、トクヴィルにおいて「思慮ある国民」には共同体から独立した自律的個人が前提されていたものとすれば、ヴェクトルが逆というか、その差は否定し難いといわざるを得ない。

conformism に関連してなお一つ触れておきたいのが、羯南の古代王政モデルの問題である。彼は明治憲法が何ら新奇の輸入品ではなく、その精神は古来日本にあったものだととして、神話的な古代王政における仁慈に満ちた君民一体の体制にその渊源を求めていた。それが国体論の一種に属することを特に否定する必要もないとはいえ、天皇の絶対的な支配権を一方的に強調するいわゆる水戸学系のそれとは若干の距離があり、彼がそこに主張したのは「君民共治」の精神であった。彼はこの点について、「復古」と「革新」とは決して相い矛盾するものではないと論じつつ、その「革新」的意義を力説したが、彼において少なくともこのような古代王政モデルが、「国民的」政治文化の形成に不可欠の要素をなすと考えられたことは疑いを容れない。「君民共治」の精神を核心とした彼の古代王政論が、水平性、共同性の点のみならず、精神的、道徳的意味での調和、和合を強調する点でも、彼の「国民主義」にまさしく適合的であったことは明らかといえよう。なお、そのように見る時、彼が「憲法の精神」とまで謳った「人民の参政権利」の語についても、ある種の両義性の問題が伏在するかに考えられる。彼が明治憲法との関連で選挙権の制限に不満を明記したところからも、彼の理解の中に国民の主体的な政治参加の要請が含まれていたことはもとより否定する必要もないとはいえ、果してそれだけの意味であったか否か。おそらくそこには精神的、道徳的意味での国家目的への同調、いわば「翼賛」のニ

ユアンヌもまた少なからず含まれていたのではないか、筆者としてはその種の疑念をも抑えることができない。

ちなみに、右のような彼の古代王政モデルが、当面する明治国家の建設、その政治文化形成のために彼の描いた理想像の、過去への投影を意味したことは断るまでもないが、その種の発想は何ら彼にのみ、あるいは日本の国体論にのみ限られたものではなかった。かの儒教にいう唐虞三代、堯舜の治のみならず、ルソーにおける古代ローマのモデル、またポーコックのいう「古代憲法」の神話もその例として挙げることができる。⁽¹⁰⁾特にルソーの例についていえば、敢えて共感とはいわないまでも、彼はこれに少なからぬ関心を寄せたかに推察される。尤も、これをトクヴィルの場合と比較してみる時、古代王政にモデルを求めた羯南の一面での特徴もまた明らかとなすことができよう。トクヴィルが革命後フランスの体制に批判の目を向けた時、彼が着目したのはアンシャン・レジームの封建制のないしは貴族制的な遺産の問題であった。そこに彼は地域の個性、また中間団体の伝統を読みとり、中央集権的な権力の肥大に対する防波堤として、すなわち彼の意味における「自由」の砦として、その存続に期待を寄せたとされる。羯南も特に地方自治との関連でトクヴィルに学んだことは間違いないと思われるが、この点での差異を見逃すことはできない。羯南にとって封建制は、主として郡県制との対比において当然否定されるべき伝統であつた。⁽¹¹⁾こと町村自治に関しては、彼も江戸期との連続性を重視したとはいえ、それも何ら分立的な権力の拠点として肯定されたものではなかった。

トクヴィルの場合がリベリズムの系譜に属すると見るなら、羯南の古代王政論は、正確さを欠くものの、いわゆる「古代的自由」への親和性を物語る性格のものであつたといえよう。ちなみに羯南をどこまで共和主義に引きつけて読むか、定義の多義性にかかわる問題もあり、ここにはなお結論を差控えることとするが、⁽¹²⁾ともあれ、右の如き古代王政論を通してあらためて注目されるのは、利益あるいは権力の多元性に対する認識の甘さという彼の政治観の特徴である。そのような政治認識の上に構想された彼における「国民化」が conformism への傾斜を伴ったことに何の不思議もな

いが、言葉を換えていえば彼の「国民化」が目指したものは、結局のところ、なお「人民主権」に基づく国民の自治から距離のあるものであったとなすこともできよう。もとより当時において「国民」のカテゴリーを中核に据えた彼の政治思想が、画期的な意義を持ったことはあらためて強調するまでもないとはいえ、仮に憲法学から借用するとすれば、むしろ「国家主権」の語こそ彼の立場をよぶにふさわしいものではなかったか。「国家主権」の概念はかつて憲法學上、君主主権と人民主権の双方を拒否しつつ「理性主権」、つまりは国家の理念に主権を仮託する、いわば中間的な立場を意味するものとして用いられた。羯南の体制構想においても、国家の理念としての共通善が最高の審級に位置づけられたことは繰返し触れた通りであり、帰するところそれは「理」、またその意味での「權威」が支配する体制であったとも考えることができよう。しかも羯南においてその「理」とは、儒教的文脈とは切離せない含意の上に守られたものであった。いかに抽象化されたにもせよ、当時なお彼の思考の根底に彼なりの理解における儒教が生き続けていたことを、筆者としては軽視することができない⁽¹⁴⁾。

〔四〕 国家

ところで、以上の要約の中では彼の共同体的な社会観、政治観を前提として、いささか全体の側の優位を強調しすぎた嫌いもないではないが、あらためて断るまでもなく他の半面、個の側の要素を彼が無視したのではなかった。全体と個の間の緊張を少なくとも意識しながら、しかも最終的にはこれを調和と両立、ないしは相補的な関係において処理しようとするところに彼の認識の特徴があり、現実にもそのような関係が可能か否かは別として、それが彼の思考にとって必然的な、いわば内在的な要請であったとするのが本稿の解釈であった。

ただ、彼の後半期に至って全体と個の葛藤が、一段と緊張の度を加えることは容易に推察される。後半期とはほぼ明

治二十四年前後を境としてそれ以降の時期を指すが、例えば帝国議会の開設と対外的緊張の高まりは、内外を問わず彼の政論活動に現実政治との直接的な交渉、また対決を促さずにはおかないであろう。経済も素朴な農本主義をこえて産業化の時代ともなれば複雑さは一段と進み、それとともに社会の現実においても、共同体的な「旧慣」が弛緩、解体の傾向を辿ることは避けられない。そのような局面を迎えた時、彼の政論もある程度の政治化、つまり初期の濃厚な道徳論的色彩を薄めつつ、今日的な意味での「政治」的性格を強める方向へと変化を余儀なくされるのではないか。初期の政論が「国家」と「社会」をなお判然とは区別しない彼の思考の中で、実質的には「社会」のための政治を説いたものとすれば、今やその軸足を多少なりとも「国家」の側へ移動せざるを得ない時期に直面する、となすこともできよう。

例えば初期の政論についてみる時、彼の「国民主義」の中にはこれをデモクラシーの理論に引きつけて、それとの親和性を読みとり得る要素が含まれていたと見ることはできる。そこには水平性つまり平等の要素のみならず、「自治」に向けての人民の「参加」もまた説かれていた。とはいえそこになお人民の自律性、政治的主体性の契機が弱かったことは明らかであった。彼の「国民主義」を直ちにナショナリズムと等置することにも、同じ問題を指摘することができよう。彼の対外的独立の主張は、なおぎりぎりのところで自己防衛の限界内に踏み止まっていたとなすのが筆者の見解であるが、その「健全さ」を支えた要因の一つに、「国民」の能動性に対する彼の期待の低さが関連していたことは疑いを容れない。彼が訴え続けた「愛国心」なるものも、むしろ適切にはパトリオティズムと解すべきものであったといえよう。要するに初期の政論の中にデモクラシーあるいはナショナリズムに近い側面が仮に見出されるにもせよ、それらはおおいわば前期的性格のものに止まっていたといわざるを得ない。いみじくも彼は「宣言」の中に、「国民論派は……或る点より見れば進歩主義たるべく、又他の点より見れば保守主義たるべく……」と記していた。それは彼の思考に潜む実質主義、結果重視の特徴を示すとともに、また右の意味での前期性をみずから語ったものとも読める。

尤も、後半期に至って彼の政論が果して具体的にどのような進路に向うのか、安易な予断は禁物とすべきであろう。例えば彼の「責任内閣」論からしても、そこに「尚賢」主義的な含意は明らかであり、多数の支配としてのデモクラシーが容易に彼の選好に合致するとは思われない。個の要素の伸長を考えるなら、定義にもよるが、自由主義への接近という可能性も捨て切れないであろう。一方、教育と陶冶を経て成熟した「国民」の「思慮あるナショナリズム」が、近い将来に可能だと想像することも樂觀に過ぎる。問題は彼がその「国民主義」をどこまで固守するかにかかっているとすべきであろう。上来見た通り初期の形成にかかる彼の「国民主義」とは、前期的、つまりは未分化であるがゆえになお豊かな選択の可能性を内包するものであった。しかしそのゆえにまた彼の立論に、数々の両義性が伴ったことも明らかであり、いつまでそのような両義性のままで事態を切り抜けられるものか。繰返すまでもなく彼の「国民主義」とは、共同体的な社会の認識の上に成立したものであった。彼が徐々にその前期性の克服に向い、政治化の度を進める時、もしその「国民主義」をなおインテグラルな形で守り続けようとするなら、そこには思想的意味での大きな困難が待ち受けるのみではない、急激な産業化の上に早くも帝国主義への道を歩み始めた政府側との溝も、一段と深まらずにはおかないはずである。しかし彼が敢えて選んだのは、事実その苦難の道であったかに見える。そしてその共同体的な社会の認識も、仮に時とともに全体に対する個の比重が高まり、また実体的基礎を離れて觀念化、抽象化の度を加えるにもせよ、根強く維持されたことは間違いない。その種の認識からの脱皮、いわゆる個人主義的、契約説的な社会観への転換とは、当然自己の identity の問題にもかかわり、おそらくさほど簡単なことではなかったというべきであろう。彼のみにも限られない。濃淡の差こそあれ、その種の社会の認識が幅広い流れとして後の世代の中にも見られたこと、またそれと結びついた「社会的自由」の觀念が、ほぼ例外なく大正と昭和前半期、否かの高度経済成長を迎えるまでも、良質の知識人における基本的な自由の理解であったことは、よかれあしかれ、近代日本の現実であった。尤も、そのよ

うな流れの中には、長期的に見れば、羯南の政治認識において至高の審級を占めた超越的な「理」の観念が、一種の地上化ともいうか、市民的公共の観念へと転換される可能性もまた孕まれていたと考えることができるかもしれない。⁽¹³⁾

往々ナショナル・リベラルとも称せられるが、そうした潮流の中で、彼の「国民主義」は果してどのような位置を占め、どこまで生き続けるのか、問題は決して過去の物語に終るものではない。⁽¹⁴⁾

いずれにもせよ、彼も「一身にして二生」を生きた一人であった。後半期における彼の苦闘を跡づけることは次稿の課題となるが、論点が拡散する以前の局面で一先ず「国民主義」のいわば原型を確認しておくこと、それが本稿の目的であった。⁽¹⁵⁾

「むすび」——註

(1) 『近時政論考』（『全集』第一巻六四頁）には次の文章が見える。

保守論派と国民論派とは欧化時代に於て共に現出したりと雖も、元来此の二派は元々同根の者にあらず、其の欧化主義に反対するや保守論派は自主自由の理を以て其の論拠となし、而して国民論派は国民天賦の任務を以て其の本と為す。一方は主として国の権理を全ふせんが為に起り、他の一は権理を重んぜざるに非るも、寧ろ国の義務を全うせんが為に起れり、二者固より反対にあらずるも、其の差違を言へば稍々斯の如きものあり。

なお、この関連で岡義武著『岡義武著作集』第六卷（岩波書店、一九九三年）の「解説」（拙稿）三二一頁をも参照されたい。

(2) ちなみに井上毅にも、「世界の人の各々無事に生々を遂ぐる事」こそ「天意」だとする考え方があった（拙著『井上毅と明治国家』東京大学出版会、一九八三年、四四頁）。さまざまの点で井上と羯南の考え方に共通性（差違を否定するものではないが）の見られることは、本稿作成中にもあらためて痛感された。

なおヤエル・タミール著、押村高ほか訳、『リベラルなナショナリズムとは』（夏目書房、二〇〇六年）には A. Smith: Theories of Nationalism, 1983 からの引用として、次の文章が見える。二二六頁。

「国民論派」の使命（四・完）

帝国主義は本質的には、「多中心ナショナリズム」の中心的な教義——これは人類に寄与できるようにそれぞれのネーションが自身の完全な自律を実現する権利である——を軽蔑するものであり、その否定ですらある。

(3) 全体と個の調和論については、「眼鏡を撤去すべし」(23・2・24)が明快である。

(4) あるいは「白河以北」の小藩という彼の出自、またその地域性も背景として考えられるかもしれない。「奥州人と九州人」、「国民旨義及び東北人士」(ともに『全集』第九巻所収)また「選挙の結果に就きて」(全二回、23・7・8・9)などに若干の手がかりが見出される。

(5) 尤も、ここにいう「観念性」と、いわゆる自然主義否定の意味での観念性とは、別個の問題である。「私利」を否定して「あるべき」政治文化を説いた彼に後者の意味での観念性も顕著であったことはいうまでもないが、その点、対照的な徳富蘇峰を論じたものとして、坂本多加雄著『市場・道徳・秩序』(創文社、一九九一年)五九頁を参照されたい。

(6) この種の自由観について、J・S・ミルから学んだ可能性も否定し切れないかに思われるが、短絡的な理解の点で問題は同じだといえよう。

(7) 例えばタミール前掲訳書、一三九頁参照。

(8) タミール同右訳書、一九二頁参照。

(9) トクヴィルのいう「熟慮された(思慮ある・反省的な)愛国心」の語については、川出良枝「憲法と共和主義」(岩波講座『憲法』3、二〇〇七年)八六頁に紹介がある。

(10) 古いものながら前掲拙稿「明治憲法と伝統的国家観」(第二節註(3))の中にあらましの紹介と筆者の見解がのべられている。

(11) 『近時政論考』(『全集』第一巻四〇一頁)に、福沢の「国富論派」を評してのべた次の文章がある。

彼れ社交上に於て階級儀式の類を排斥すれども、旧時の遺物たる封建制には甚しき反対を為さざりき、寧ろ中央集権の説に隠然反対して、早くも地方自治の利を信認せり。

(12) 彼は「共和主義」の語に終始否定的な意味で言及していた。しかしそれは「共和主義」を主として「反君主主義」とする彼の理解に関連していたと推測される。「共和主義」の語の多義性をおのずから反映したものととして、例えば最近では佐伯啓思・松原隆一郎編著『共和主義ルネサンス』(NTT出版、二〇〇七年)が一つの参考とならう。

しかし、A. Arblaster: *The Rise and Decline of Western Liberalism*, 1984. の中の次の一節は、羯南を考える上でも示唆的である(九九頁)。*This civic humanism also illustrates the importance, in the early modern period, of examples drawn from classical antiquity, in particular from Rome rather than Greece.....The word *liberta*—*sanctissima liberta*, 'a gift to be desired above everything else'—figured prominently in this republican outlook, and was associated both with the indepen-*

dence of the city-state from external domination and with internal self-government. In both cases what is implied, however, is a *collective* freedom, the autonomy of the state and the political community. In this respect the thinking of the Florentine humanists is more classical than modern and individualistic. Nor was internal self-government pushed to any kind of democratic extreme. もとより羯南の理解がギリシアとローマの区別にまで及んでいたとも思われないが、少なくとも彼の当面した課題が、広い意味で十七・八世紀、かのモンテスキューをはじめスコットランド啓蒙の思想家たちにも共通する「商業と徳」の問題に関連していたことは明らかであり、さらに話を拡げるなら、社会の共同体的な認識そのものとの格闘という意味で、今日にもなお未完の課題と見ることができよう。

(13) 「理」としての「公共性」そのものが、超越性からいわば地上化して、「国民意志」の支配へと「構造転換」を遂げる事情については、前掲ハーバーマス訳書、特にその第七節に示唆がある。

(14) 大正期の自由主義者について往々論じられる「社会の発見」の問題とは、一面からいえば「国家の発見」と見るべきものであったといえよう。この点に関連して、英米系の政治思想の中で、「国家（権力）」を意識することが弱い、とされることも興味深い。一例として、笹倉秀夫著『丸山真男の思想世界』（みすず書房、二〇〇三年）二六六頁。

なお、このような近代日本における特に知識人の政治思想の流れ、ないしは展開を考えるについては、F・K・リンガー著、西村稔訳『読書人の没落——世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』（名古屋大学出版会、一九九一年）は示唆するところが大きい。

(15) 最後に「偶感偶録」（第三回、22・12・14）から次の一節を紹介しておくこととしたい。「国民論派」の宣言に比べて、それに先立つ時期でのより率直な彼の生の声ナマが聞きとれるように感じられる。

歴史の上に於て日本国民は常に人種言語風俗の一致を有し、時の理乱世の泰否に拘らず、其の民族は常に一統治の下に生育せられたるの姿を失はず。中古に至り或は閥閥階級の差違を生じたるも、近世に及んで本来の制に復し、政治上平等自由の民たるを失はず。日本国民は歴史上常に自主の権を享有し、未だ曾て他邦の侵掠干掣を受けたることあらざるのみならず、日本国民は亜細亜東端に於て特色文明の泉源たり、亜細亜東端に於て古代諸邦の盟主たりし実跡あるを見る。去れば日本は歴史に於ても内に統一して外に特立する所の国民なり。且つ統一及特立を以て外に進動し得るの一国民たるを失はず。吾人の祖宗は既に然り、吾人裔に祖宗に対して此の命運を保持するの義務あるのみならず、又天子孫の為に国民発育の地を作して、祖宗の遺図を伝へざるべからざるなり。吾人は独り此の義務を竭すに止まらず、更らに進みて一国民たる此の団体に至高の義務あることを感ぜざるべからず。即ち日本国民は其の特有の能力を発達して世界の文明に合力するの義務ありとす。故に吾人は裔に日本の存立を望むに止まらずして、尚ほ此の至高目的を挾むあるも、天下誰か之を妄想と見做すものあらんや。